

令和5年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年9月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子
	3番 田中 陽介	4番 山本 剛
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 石川 恵美	8番 服部 嘉雄
	9番 奥山文市郎	10番 益川 教智
	11番 東郷 克己	12番 山崎 敦志
	13番 山崎 有子	14番 稲垣 誠亮
	15番 荒川 泰宏	16番 橋 俊明
	17番 岩井智恵子	18番 鈴木 市朗

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	長尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	井上 直樹	書記	船橋 潤子

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第83号から議第112号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(令和5年度野洲市一般  
会計補正予算(第5号)) 他29件)

### 質疑

第3 議第83号及び議第110号から議第112号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(令和5年度野洲市一般  
会計補正予算(第5号)) 他3件)

### 討論、採決

第4 議第84号から議第93号まで

(令和4年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他9件)  
決算特別委員会付託

第5 議第94号から議第109号まで及び請願第2号

(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第6号) 他16件)

### 常任委員会付託

第6 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(荒川泰宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第3番、田中陽介議員、第4番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(荒川泰宏君) 日程第2、議第83号から議第112号まで「専決処分につき承認を求めることについて(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第5号))」他29件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第10番、益川教智議員。

○10番(益川教智君) 改めまして、皆さん、おはようございます。新誠会、第10番、益川教智です。

それでは、早速、議第101号令和5年度野洲市病院事業会計補正予算(第1号)について質疑させていただきます。

本補正予算において、現病院の東館の耐震補強に係る支出が計上されております。東館の耐震に関しましては、去る3月議会において、設計に係る費用として1,200万円が提案、そして議決されたところであります。これを受けての今回の予算であろうかと思いますが、これに関していくつかお尋ねしたいと思っております。

大きく4点です。

まず1つ、具体的にどのような工事を行うのか、お尋ねいたします。

2つ目、工事期間についてお尋ねいたします。

3つ目です。工事期間中の病院運営への影響についてお尋ねいたします。

そして最後、予算につきましては、本年3月の答弁では、およそ6,000万円を見込んでいるということでありました。今回、工事費に関しては6,600万円、そして監理費も含めると6,900万円となっておりますが、この理由についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長(荒川泰宏君) 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者(前川 聡君) 議員の皆様、おはようございます。病院事業管理者の前川です。

日頃、市立野洲病院の運営及び新病院整備について、議員の皆様方からはご指導、ご高配いただき、この場を借りて御礼申し上げます。

それでは、益川議員の議案質疑について、建制順によりまして、私からまず3点目の工事期間中の病院運営への影響に関するご質問にお答えいたします。

工事期間中の病院運営への影響について基本的には大きな影響はないと認識していますが、患者さんの方々にはできる限り迷惑がかかることのないようしっかりと対応していこうと考えております。

詳細につきましては、後ほど事務部長から回答させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） おはようございます。事務部長の駒井でございます。

益川議員からの議案質疑につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

まず1点目の工事の内容に関するご質問についてお答えをいたします。

当院東館耐震補強工事の内容は、主に耐震壁を設置することにより耐震強度を上げていくというものでございます。具体的には、東館の1階の地域連携課という課が入っている部屋がございます。それと近傍にございますが、内視鏡室、あと2階に上がりまして、中央材料室、最上階6階の洗濯室、こういったところに耐震壁を設置し、また1階の撮影室のところには耐震スリットを設ける予定といたしてございます。

続いて、2点目の工事の期間に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

工事期間につきましては、設計業務が本年10月末に完了する予定でございましてことから、その入札の手続を経まして、12月頃から着工し、来年3月末までを予定をいたしてございます。

次に、3点目の工事期間中の病院運営への影響についてでございますが、先ほど事業管理者のほうから説明をいただきましたように、影響内容については、できるだけ患者様に迷惑がかかることがないようにということでございます。先ほどのご説明の内容のとおり、外来や病棟への影響はほとんどございませんが、検査でございますとか手術部門には若干影響がある可能性がございますものの、それを最小限にとどめますように適切に対応をしまいたいと考えてございます。

続きまして、4点目の工事費に関するご質問にお答えをいたします。

工事費につきましては、本年6月にアスベストの調査を行いました結果、工事箇所の一

部の壁と床にアスベストが含まれていることが判明をいたしました。そのため、その撤去費用としておおむね600万円を増額し、工事監理費300万円と合わせまして6,900万円を計上いたしたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 工事内容についてお答えいただきました。

工事内容について今回耐震補強ということですが、耐震の基準となる指標でIs値というものがあるかと思えます。以前の説明では、0.6を基準として、今回工事をするということでありましたが、国が病院に求める基準である0.75ではなく、0.6で今回差し当たっては工事をするという認識でいいのかということをお伺いします。

今の答弁の中で、検査、手術への影響が懸念される、その可能性があるということですが、現段階において具体的にどのようなことが懸念されているのか、教えてください。

あと、影響について、病棟であったり病院運営であったりは今ご説明いただきましたけど、例えば工事期間中の資材の搬入であったり資材置場であったりということで、駐車場が今ずっと手狭なんですけど、さらに手狭になるということは考えられないでしょうか。その点についてもお伺いいたします。

あと、今回、ハード面、耐震補強について工事されるということですが、ハード面についてそれ以外の箇所で、現段階で病院運営に支障を来していることはないでしょうか。今回耐震をやられますけれども、それ以外で何か問題があれば、病院運営に当然支障を来すことになりまして、その点も含めて、お伺いいたします。

1点確認、もう一点だけ確認です。今回、その半年余りでおおよそ10%の工事費の上昇となっておりますが、これは今回は資材高騰などではなく、今おっしゃられたようなアスベスト対策ということよろしいですか。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 駒井でございます。

益川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、Isの0.6を基準とした補強であるが、0.75でなくてもよいのかというような趣旨のご質問であったと承知いたしてございます。今回の工事に当たりまして

は、I s 0.75への対応も検討いたしました。しかしながら、0.75を基準とした補強を行うには、院内の基幹部門に耐震壁を構築する必要などがあって、工事が高額かつ大規模になること、あるいは振動や騒音などによって、患者の方々の受入れを一定制限する必要が出てくることなど、大きな影響が出てくると考えたところでございます。そういったところから、地震が起きたときに患者さん及び職員の命を最低限守れるという基準であるところの0.6を採用して、工事を実施しようとするものでございます。

なお、この0.6という基準でございますが、震度6強程度の地震が起きた場合に、倒壊や崩壊する可能性が低い強度とされております。いずれにしましても、抜本的にこれを解決していく方法につきましては、新しい病院に早く移行していくしかないものと考えてございます。

続きまして、検査、手術部門の耐震壁の設置などに係る工事の際の影響についてお伺いをいただいたと認識をしております。時間をずらしたり曜日を調整したりするなどして、資材置場等々含めてでございますが、仮置きを含めて等々でございますが、できるだけ影響がないように、事業者と調整をしていきたいというように考えてございます。

あと3点目でございますが、当院の建物に関して、他に支障しているところはないかというご質問であったかと思えます。もうとにかく至るところで、一番新しい北館でも平成11年の竣工でございますので、建物の新旧にかかわらず、雨が降れば至るところから雨漏りがございます。あふれるような雨が天井から降ってくるというようなことではないんですけれども、屋上のシールドがもう劣化をしておりますし、そういったところなどなど、やはり雨漏り対策というんですか、そういったことには雨が降るたびに苦慮をいたしておるところでございます。

あとアメニティーの部分になりますけれども、トイレでございますね。行って、受診していただいた方はご承知いただいているかもわかりませんが、非常に旧式というか、下がタイル張りのトイレで、あまり環境はよくないというような状況でございます。患者様からのクレームではないんですけれども、リクエストもお受けすることがあるわけでございます。こういったことに対応いたしまして、このトイレにつきましては、使用頻度が比較的高い場所について軽微な補修を入れまして、明るい、すっきりとしたトイレに変えていきたいなというように考えております。

あと、挙げれば切りがないんですけれども、先般、とある方から、病院のちょうど前、玄関のところから左右に外壁が道路に沿って伸びておりますけれども、その植え込みが

非常に管理ができておらず、ひどい状態になっていると、見かけも非常によろしくないというご指摘をいただきました。実は夏の初めに、私は休日出勤して自分でつるを刈ろうとトライしたわけなんですけど、大変根が深い雑草になってございまして、対応することができませんでした。したがって、こちらにつきましては、一旦、あの辺り全て植え込みを、低木に関しては一度抜根をして、すっきりとした外構え、外構にしていきたいなというように考えてございます。これも現計予算の中で対応できる経費の対策ではございますが、そういったことを日々考えながら、患者様の快適性の向上に努めておるということでございます。

4点目でございますが、半年で10%上昇ということでございます。今おっしゃっていただきましたように、工事費、資材高騰の影響ではないということをご理解いただいているようでございますが、そもそも当初予算で申し上げました6,000万円という金額は概算でございます。参考までに申し上げた金額ということから、それを起点に増減をご判断いただくことは必要ないのではないかと考えるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 執行部に申し添えます。先ほどの質問3点目は、資材搬入に当たり、置場等の確保等は問題ないのかという質問でしたので、回答。併せて、そのことによって駐車場が狭くなるからということで、質問だったので、それに対する回答。

駒井事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 駒井でございます。

ちょっとお伝えの仕方がよろしくなくて、ご理解いただけなかったのかもわかりません。申し訳ないと考えてございます。基本的には問題ないと考えております。工事の曜日など、施工する日を調節して、トラックがそこに置かれたり、あるいは資材が仮置きされたりする日については、調整をしていきたいということを申し上げたところでございます。万一、不足すると見込まれる場合につきましては、そういったことがないように発注段階で仕様書に明記をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○10番（益川教智君） 今のご説明では、今回の命を守る、病院のクリティカルな部分だと、今回の工事は認識しているんですが、それと同程度の大きな問題は今の病院ではないという理解でよろしいですかね。老朽化しているのは重々承知していますし、いろん

ところに問題があるのも分かっています。今回のような大がかりな工事をする程度の、その必要性があるような箇所というのではないということで理解してよかったですかね。そういう理解をしました。

1点、6,000万円が概算だということは、それも理解は当然しています。ただ今回の工事に当たって基準となる数字、今まで出していただいた数字がこれになりますので、これに合わせて、私たちも考えることになりますので、こういう数字、金額の取扱いはしっかりと重視して、丁寧に扱っていただきたいと思います。

最後、ハード面に関しては、今、丁寧にご説明いただきまして、いろんな課題はあるけれどもというところでありました。一方で、人材面に関しても、今回、一般質問でもさせていただきますが、現病院ではなかなか大変なところだと認識しています。今、新病院が総合体育館横で整備されようとしています、今のスケジュールでもかなり厳しいと思っています。恐らく、今回のスケジュールよりも、大幅にかどうかはあれでしょうけど、延びるということも懸念されていますし、そもそも私は総合体育館横の病院というものには反対なんですけど、いずれにしても、今回のこの工事によって、また引き続き現病院での運営というものを病院事業管理者の責任においてしていただく必要がありますが、今お話しさせていただいたその人材面、ハード面においてどのようにしっかりと責任を持ってやっていただけるのか、お考えをお尋ねして、私の質問を終えたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの益川議員の再質問についてお答えをいたします。

益川議員がお話しされたように、現在、市立野洲病院の現状の診療をいかに安全に患者さんも職員も関して、安全なようにということで、先ほど、今審議いただいている耐震補強であるとか、あるいは現在は空調であったり電気であったり、インフラがもう基本的に非常に危ない状態ですので、それを改善しているということで、しているわけです。現在、新病院の整備が進んでおりますが、まだ3年以上かかるという現状で、何回もお答えしておりますけれども、例えば医師確保に関して言えば、やはり設備の古い病院で、なかなか人集めは難しいのは現状であります。ということで、新病院ができるということも1つの判断材料にさせていただいて、私は滋賀医大の各医局にご挨拶に行き、新病院の説明をしながら、医師派遣をということをお願いしておりますし、また今年度からは私の所属する医局から2名の内科医をリクルートしております。



このように、継続的に、私自身できる範囲で人材のリクルートをしておりますし、また病院長の福山先生のルートでもしていただいて、滋賀医大とか京大とかいうその学閥を越えて、野洲病院で働ける医師のリクルートを行っているのが現状でありますし、また現在の病院の設備の改善を含めて、看護師を含めた医療スタッフの働きやすい環境づくりということと同時に、ソフト面でも、働き方改革のことが来年度からスタートいたしますけれども、病院内においてそのようなことが起こらないように、ソフト面についても配慮しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 日程第3、議第83号及び議第110号から議第112号まで「専決処分につき承認を求めることについて（令和5年度野洲市一般会計補正予算（第5号）」他3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第83号及び議第110号から議第112号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第83号及び議第110号から議第112号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、ただいま議題となっております議第83号及び議第110号から議第112号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 議第83号及び議第110号から議第112号までに対する討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第83号「専決処分につき承認を求めることについて（令和5年度野洲市一般会計補

正予算（第5号）」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第83号は原案のとおり承認されました。

次に、議第110号「人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第110号は適任とすることに決しました。

次に、議第111号「人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第111号は適任とすることに決しました。

次に、議第112号「人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第112号は適任とすることに決しました。

（日程第4）

○議長（荒川泰宏君） 日程第4、議第84号から議第93号まで「令和4年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」他9件を一括議題とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第84号から議第93号までの各議案は、会議規則第39条第1項、ただし書の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第84号から議第93号までの各議案は、議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託することに決しました。

（日程第5）

○議長（荒川泰宏君） 日程第5、議第94号から議第109号まで及び請願第2号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第6号）」他16件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第94号から議第109号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に、請願第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める請願書」は、会議規則第92条第1項の規定により、タブレットに掲載の請願文書表のとおり、文教福祉常任委員会に付託いたします。

（日程第6）

○議長（荒川泰宏君） 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、一般質問通告一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己君） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。

一般質問をいたします。

全ての市民が互いの人権を尊重する社会は、我々が目指すところであります。市としても、市行政の中で市民の人権を尊重するとともに、市民間での人権上の問題が起きないよう啓発活動が続ける必要があります。野洲市においては、「人権尊重のまち」を標榜し、旧町時代を含め、長年にわたって継続して取り組んでいるところでございます。令和元年に同様の趣旨で質問した中で、人権に関しては、一人ひとりを大切に作る姿勢が重要という観点から、「LGBT当事者の方は何%」といった数値を示した啓発に対し、警鐘を鳴らす質問を行いました。

市長に確認をいたします。こと人権に関する限り、当事者の方の人数は関係なく、お一人お一人の人権を絶対的に尊重し、お困り事があるならば、そのお一人に寄り添い、解決の道を探ることが基本と令和元年に確認したところですが、その基本姿勢に変更はないでしょうか。確認します。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

東郷議員の人権に関する基本姿勢に変更はないかというご質問にお答えをいたします。

基本的な考え方に変更はございません。人権問題に関しましては、当事者の人数の問題ではなく、困っている人たち一人ひとりの人権を大切に、支援していくことが本来の制度としてのあるべき姿であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 今、確認させていただきました。今後も、そうしたお一人お一人に真摯に対応されますよう、これまでから同様、しっかり人権を尊重していただきますようお願いをしておきます。

続いて、具体的な案件について、質問をさせていただきます。

今回のいわゆるLGBT理解増進法の委員会審査の過程で明確にされた重要ポイントに、「女性用施設のあり方を変えるものではない」というものがございました。これは、参議院の内閣委員会での有村委員の質問に対してのこの法案提出者の回答、答弁でございました。

また、衆議院の内閣委員会、これは法案の審議前の4月の委員会だったと認識をしておりますが、國重委員が、共同浴場における男女の判断はトランスジェンダーの方も身体的特徴を持って判断するというのを厚生労働省に確認をされました。この共同浴場での判断は、トランスジェンダーであっても、身体的特徴で判断するという事は、憲法14条、これは法の下での平等というところですが、これに反しない旨も確認されているところであります。さらに、トランスジェンダー女性の女子トイレ使用をめぐる争われた最高裁判決では、女子トイレ使用を一部制限していた経済産業省及びその措置を妥当と判断していた人事院の判断に対して違法とした一方で、「生物学的な性別に基づきトイレを使用してきた職員に対する配慮は不可欠である」、「取扱いを一律に決定することは困難であり、個々の事例に応じ判断することが必要」、「本判決はトイレを含め、不特定または多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用のあり方に触れるものではない」などの補足意見が付されておりました。

先ほど、人権に関する基本姿勢として確認したところですが、お一人に寄り添い、解決の道を探るとするのは基本なんです、その中で、ある方の困り事を解決するための取り組みが、別の誰かの犠牲の上に成り立つということはもう本末転倒で、あってはならないと考えます。今回取り上げている例で具体的に言えば、女性の尊厳のため、女子トイレや更衣室、あるいは公衆浴場の女湯など、いわゆる女性スペースを守るということとLGBT

T 当事者の方々への配慮は両立でなければならないと考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、東郷議員の２点目の質問にお答えさせていただきます。

東郷議員からご提示いただきました資料の２１１回の国会答弁にもございますように、LGBT理解増進法につきましては理念法でございますので、この法によって、トイレや公衆浴場等の利用のあり方を変えていくことを定義したものでないと考えております。そして、この法の趣旨にありますとおり、ジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解が十分でない状況という中で、ハード面のみを整備していくということは、利用者双方で不安を感じられる方がおられるということも否めないと考えております。

また、教育や啓発に関しましては、法制定に至る中でも、当事者の方々から多様な意見があったことを踏まえまして、法律の趣旨に基づき行っていくことが必要であると認識しております。

その上で、具体的な案件につきましては、今回、判決の中でも、質問にありましたように、補足意見にもありますように、取扱いを一律に決定することは困難であり、個々の事例に応じて判断することが必要ということから、一つひとつの問題に対して、それぞれ双方の意見を踏まえながら検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○１１番（東郷克己君） ただいまご答弁いただいた中での、この啓発の部分について、再質問をいたします。

今、答弁いただいた中でも、「多様な意見」という言葉がありました。このLGBTの方々への配慮、あるいはその理解への啓発という中で、キーワードになるのが、私は「自認」ということと「多様性」ということだと考えております。そして、留意すべき点として、ごっちゃにしてはいけないということだと思っております。少しその考えをご説明いたしますと、自認ということが非常に大事ではあります。当事者の方は、いわゆる性自認、自分が認識している性と体の性が違うということで、大変お困りだと思います。

一方で、自認という心の中のことなので、他者から分からない。分かってももらえないから、当事者の方はお困りが増幅するといいますか、そういうことがあるのだと思います。一方で、非常に難しいと思いますのが、心の中の自認ということなので、先ほども申しま

したが、他者から判断できないということで、完全に本当は男なのに私は女性ですというふうに偽って、いかがわしい目的で偽って、女性スペースに入ろうとした場合に、他者からは、それが本当なのか、その女性という主張が本当なのか、うそをついているのか、判断できないということがあると思います。

これは今回の質問に当たっていろいろ調べました中で、いくつかの記事にも散見されました。当事者の方が誤解されているようなこともありました。問題なのは、その性を偽って、女性スペースに入ってくる犯罪者であって、トランスジェンダー、要するに自分たちではないんだという悲痛な訴えをされておりました。それはそのとおりなんですけれども、この方がこの記事の中でおっしゃっていたのが、こういう自分たちの自認と体の性が違うというそういう属性だからと差別したり、犯罪者扱いするのは間違っているというふうに訴えておられたんですけど、ここが誤解に基づいた見解だと思っております。

要するに、国会審議とかの中でも、そういう心配の声が非常に上がっておりました。少なくとも、国会で取り上げられて、あるいは訴えられたような方々の中に、トランスジェンダーの方を犯罪者扱いする、あるいは差別するという趣旨はなかったと考えております。ちょっと繰り返しになりますが、自認という外から分からないものであるために、そのお困りの方を本当に尊重してあげないといけないという一方で、うそをついて、いかがわしいことをしようとしている人との判別が外からは分からないということがあるので、この自認ということを非常に留意しないといけないというところだと思います。

もう一つ、多様性です。先ほどご答弁の中にもございましたが、当事者の方の中にもいろんなご意見がありました。もう一つ言うならば、LGBTと一くくりにしておりますが、今議論しているのは、LGBの方々は関係なく、Tの方、トランスジェンダー、その心と体の性が違うといった方の内容です。そうした多様性がある、当事者の方、トランスジェンダーの方々の中にも多様な意見があるということの中で、非常にこの取扱いは留意すべきだと思います。

最後に、ごっちゃにしないというのは、今申し上げたいいろんな方がおられるというのを一くくりにしたり、とにかく性自認でお困りなんだから、言っていることをそのまま無批判に尊重しないといけないというふうにやってしまうと、他の方々のお困り事につながるということで、個別具体の一つひとつ丁寧に判断し、あるいは啓発も含めて、取り扱う必要があるのだと思っております。

少し長くなりましたが、こういう啓発も私は非常に重要だと思います。大事だと思うか

からこそ、その細かい配慮、慎重な配慮が必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、東郷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

啓発ということに絞って答えさせていただきますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、法制定の中でも、当事者の方々から多様な意見があったということを踏まえた中で制定されたという背景があると思っています。それと、ジェンダーアイデンティティーというのは今おっしゃっていただきましたように、自分自身の性をどのように認識するかということでありまして、その中で、やはり誤解が生まれるということも考えられると考えています。論点が多岐にわたるといようなことも、言葉で言われている場合もございますけれども、そうした多様性というのはその反面において、それぞれの考え方が異なるということもございますので、啓発に当たりましては、一方的に進めるという内容にはならないことも、注意しながら進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 次に、教育現場での取扱い全般についてご質問をさせていただきます。

国会の議論の中で、多様な、様々な懸念を払拭するため、先ほどの質問でも引用した国会の審議、参議院内閣委員会の審議でも触れられ、これを受けて、文部科学省は6月23日付で、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の公布について」という通知を配布されております。児童生徒の発達段階に応じた人権教育や性的マイノリティーの児童生徒へのきめ細やかな対応及び他の児童生徒への配慮、性に関する教育内容については学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ること、性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払うことなど、多岐にわたる注意喚起を行っているところであります。

この6月23日の通知は承知されておられるか。また、承知されている場合、趣旨をどう理解し、野洲市の教育方針にどのように反映されるか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、東郷議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

6月の文部科学省の通知は承知しております。そして、それは教育委員会へ到着次第、

すぐに各学校に配布をいたしております。この通知を受けまして、本市では性的マイノリティーの児童生徒に対して、より一層寄り添う対応を指示してきました。また、今後こうしたマイノリティーの子どもたちに対するいじめや差別のない学校づくり、集団づくりを進めていくことが大切だと考え、本市の教育を進めております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） ごもつともで、そのようにしていただかないといけないんですけども、1点だけ確認をさせていただきます。先ほど、総務部長への質問とも同様の趣旨になりますが、この文科省の通知の中にも、このマイノリティーの児童生徒への配慮とそれ以外の児童生徒への配慮、これの均衡が必要である旨の文言もあったように思います。また、その中で、やはり殊さらにそこを強調した教育ということが児童生徒のジェンダーアイデンティティーそのものへの影響等も一定配慮する必要があるのではないかなど、これは私の推測ですが。そうした特にバランスの話、均衡の点についての見解をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 6月23日の通知は非常に短いものでありまして、その数年前にこのLGBTQに関して、子どもたちに配慮すると同時に、周りの子どもたちの理解とか、あるいはいじめや差別がないようにというふうな生徒指導上の詳しい指示書と申しますか、通知が出ております。ですから、それを改めてと申しますか、もちろんこの通知を受けまして、今、議員おっしゃったように、バランスを考えながら進めていくことが大事であるというふうなのは、改めて、学校にも指示をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 教育全般をお聞きしましたけれども、人格形成などの上で他の教科とは別の意味の重要性を持つと考えております性教育について伺います。

先ほど示しました参議院内閣委員会での有村議員の質問に答えて、文部科学省の担当者は、「本法案は、児童生徒に具体的な性交の方法を教育することを目的としたものではないと理解」というふうに述べられて、現行の学習指導要領に沿った性教育とすべき旨を答弁されております。野洲市においても、同要領に沿った教育を進めるべきと考えますが、見解を伺います。



○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、4点目のご質問にお答えをいたします。

本市では、現行の学習指導要領に沿いまして、保健体育科の授業や学級活動などを中心に学習を進めています。また、その際には、1つは発達段階を十分に踏まえること、それから、2つ目は学校全体で共通理解を図ること、それから3つ目は保護者の理解を十分得ること、以上の3点を配慮して、計画的に進めるように授業等で実施をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 性教育というのは、やはり人格形成にも非常に重要な部分かと思っておりますので、慎重に、しかしまた丁寧に進めていただくようお願いをしたいと思います。

では、次の大きな2つ目、野洲市の将来のためのICT教育の推進について、質問させていただきます。

まず、前提となる教育の目的についてお聞きいたします。学校教育の目的というのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、東郷議員の学校教育の目的についてお答えをいたします。

学校教育の目的は大きく2つあります。

1つ目は、児童生徒に広い意味での学力をつけること、これはペーパーテストのような見えるだけの点数の問題じゃなくて、しっかりと物事を考える力という意味での学力です。

それからもう一つは、社会性を養うことです。人間関係とか、そういうことも含めまして、人とどういふふうに関わっていくのかというふうなことが大事なかなというふうに思っております。これからの社会の変化が目まぐるしく、予測困難な時代にこの学力と社会性を身につけることは、自ら考え、判断して行動していくための土台となります。学校ではこうした学力と社会性を養うために、教科の学習はもとより、様々な体験活動や学校行事などを通して、児童生徒の生き抜く力の育成に取り組んでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） ただいま、学校教育の目的について非常に重要なポイントをご

答弁いただいたと思っております。

私もそれぞれ考える力、社会性を養うというようなこと、これからの時代であればこそ、私たちの時代よりもむしろこの重要性が高まっているのではないかと感じるところでありますので、ぜひその方向より、学校関係の方々、具体的には教員の先生方一丸となつてといたしますか、理解を深くしていただいて、進めていただくようお願いしたいと思います。

2点目の質問に参ります。

先日、自民党滋賀県連の教育力向上議員連盟で講演がありました。その中での文科省、渡辺課長補佐は、校長の多くが1人1台端末の効果を実感しているとの調査結果を明らかにされました。これは全国調査の結果であります、野洲市における現場の実感をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

本市でも議員お話しのように、1人1台端末による教育効果をいろんな教職員が実感しているところでございます。一人ひとりの理解度に合ったドリル学習ができたり、興味、関心のある情報を容易に収集できたりすることで、児童生徒の主体的な学びの姿勢につながっています。また、不登校や別室登校の児童生徒につきましても、授業をオンラインで配信している学校もあります。自分の教室の様子がタイムリーに見られることで、つながりを感じて、教室復帰の一助になったこともあります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 今お答えいただきました。主体的な学びにつながっているということ、また不登校対策ということ、これらは私自身が今回の件で学校現場に行つて、お伺いしたお話とも共通するところであります。1点、この不登校の対応、対策ということで確認をさせていただきたいんですけども、この教育連盟、この議連でのお話の中に、確かに、先ほどの例ですと、教室の雰囲気伝わって復帰の一助になったという、これはいい例だと思うんですけども、難しいということもご指摘がありました。籠もってしまっている、学校にそもそも行きづらいという子どもたちが、タブレットで学習の保障というのがなかなか難しいというご指摘です。なかなか、私たちもそうなんですけど、大人でもそうなんですけど、みんなでやると、その場の雰囲気といいますか、意外と勉強しやすい。けども、1人で本当にオンライン等でやっても、そちらのほうが集中力が要るとい

うことで、いろいろ配慮をしながらだといんですけども、安易にタブレットがあるから、学校に来なくても勉強できるよというふうになると、ちょっと、また別の支障が出てくるのかなと思いますが、その辺の慎重な配慮が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほどお答えしたオンラインで見ている子というのは、学校に登校して別室で勉強している子で、しかも教室の様子が知りたいという子ですので、別室の子どもたちがみんな見ているわけではございません。不登校とか学校に行きにくい子と、いろんな段階がございますので、なかなかその全てオンラインというふうには言っておりませんし、また本市では、他市にあまり例のないホーム型学習支援という事業をやっております。これはもうほとんど家を出られない子ですが、こういう子どもたちにオンラインで見せてもあんまり意味はないというんですか、それよりも人との関係をまず、ほとんど部屋から出ないとかいうのがありますので、人間関係を結ぶというところからのスタート、人としゃべるといこと、ですから、その対応につきましては、様々な方法がありますので、今言われた、一律オンラインというのは、やっぱり難しい現状でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 一律ではないと、一人ひとりの子どもにしっかり対応されているという旨をお聞きして、安堵いたしました。先ほどの人権の話と同様かと思うんですけども、やはりこういった部分では、一人ひとりの子どもの、児童生徒の内容に寄り添い、対応するということが大事かと思っておりますので、今後もよろしく願いいたします。

3点目の質問をいたします。

教育力向上議連での講演やその後の議論でも、ICT教育の期待は非常に大きいものがございました。一方で、ICTが活用しやすい部分と向かない部分、あるいは十分に活用し切れていないケースも現実には多々あるのかなと思っております。ICTというのは、非常に便利で、活用の仕方によっては私たちが考えられないような効果も生むのではという期待の反面、これは道具であって、使う使わないを適時判断して、その道具に振り回されないようなことも重要であるのかなと思っております。野洲市における現在のICT教育の課題は何なのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の質問にお答えをいたします。

今、議員がおっしゃったICTというのは、道具であるというふうな、私も全くそういうふうに捉えております。本市のICT活用の現状につきましては、今年度4月に実施されました全国学力・学習状況調査の調査結果にも出ています。この中で質問がありまして、「授業でどの程度使用しましたか」という質問に対して、「週3回以上使用している」というふうに答えた中学校3年生の割合は、本市では70.5%でした。これは全国と比べると約10ポイント高いという状況でございます。しかし一方で、小学校6年生を見ますと、6年生のほうは43.6%でした。全国と比べると約20ポイントほど低いという、こういう状況でございます。このことから、本市では小学校の活用が進んでいないというふうな現状が明らかになっています。こうした結果から中学校と小学校の活用の差、教員による活用能力の差などが、本市のICT教育の課題というふうに考えています。今後は実践交流とか教員研修などを適宜行って、活用の改善に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） ちょっと、先ほどの質問の言葉の繰り返しになりますけれども、道具であって振り回されない。ですので、単純に活用のパーセンテージが高いからいい、低いから悪いという判断は、私は言うつもりではないんですけども、ただ一方で、この小学校で20%を下回っているというのは、ちょっとまた別の課題があるのかなというふうに考えます。現場でいろいろお声を聞いた中での判断で、いくつか聞いた中であつたことをお聞きいたします。

1つに、子どもたちの健康が心配だというお声がありました。最初におっしゃったのが、視力の低下を心配されているお声でありました。念のために申しますと、学校の校長先生に、複数の学校で聞いてきた内容です。小さい頃から、いわゆる電子機器の画面を注視するということが、視力の低下が心配。その先生は、多分、眼科医の先生のことだと思うんですけど、専門の先生の何かお話を聞かれたことがあって、その先生は、普通にしている子どもたちの様子を見て、あっ、この子は斜視があるとかというのが、スマホ等の影響があるというのを即座に分かるそうです。それぐらい影響が出ているということで、健康を心配しておりました。

もう一つが、十分な睡眠が取れない子どもが多くなっているということを心配されておりました。

あとは、このICTになれ親しんでしまう、特に学年の低いときから、ICTになれ親しんでしまうと、先ほど教育長も、教育の目的でおっしゃった、この実体験、いろんな社会生活を保つ、生き抜く力というようなことに、バーチャルの世界でどんどん慣れてしまうと、結構事件になっているかと思うんですけど、リアルとバーチャルの区別がつかなくなってしまう。バーチャルの世界で経験したことが、もうそれで十分だと思ってしまうというふうに、小さなときから、このなれ親しんでしまうことで、そういう懸念をおっしゃってありました。

私が思いましたのが、一定のガイドラインが、このICT活用に対してのガイドラインが必要ではないのかなというふうに思いました。本来は、国の予算、国の施策でだっと一気に広めたものでもありますので、国でつくるべきだと思うんですけど、待っていても仕方がないので、なかなか簡単ではないと思うんですけど、こうした一定のこの使用基準みたいなもの、少なくとも今検討していくことは必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 今、議員お話しの視力ですとか、私も本当に気になっています。特にタブレットは結構画面が大きいんですけども、スマホは非常に小さいので、私の孫も20センチぐらい近づけて、これで見えています。だから、多くの子どもたちは多分こんな形で見て、視力低下につながっていく心配は物すごくしています。そういう意味で、今言われたガイドラインというのを各市町で出しているところもあります。スマホとかは1日2時間までとか、家庭でのそういう使用について、もちろん家庭の協力は要ると思うんですけども、そういうなんを出したり、あるいは生徒会でそういうことを決めたりとかあるので、そういうことも考えてもいいかなというふうに思っております。なかなかそやけど、そこが厳しいといいますか、そういうガイドラインがあっても結局は一人ひとりに任せられてしまうという部分では、スマホと健康とか、そういう部分の中身の学習といいますか、こういう害があって、こんなに発達を阻害してしまうんやということも含めて、そういう中身の教育と併せたガイドラインがあったらいいかなというふうにも思っております。

以上、はっきりしませんが、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 教育長、申し添えます。睡眠についての回答がなかった。

○教育長（西村 健君） 睡眠時間も、特にタブレットよりもスマホでゲームをやったりとかいうふうなんが結構あるようです。何か議員から、夏休み中、夜中の2時までやって

いたとかいうふうな話もお聞きしましたし、ここに対するブレーキをどういうふうにかけたらいいのかということを実際に大人の皆さんとともに考えて、何とか、こういうなんで、ブレーキをかけられたらというふうに思っています。

昨日かなんかにもテレビでやっていましたが、もともと日本は世界中で一番、大人ですけども、睡眠時間が最も短い国民だというふうに言われていました。長いところは南アメリカが9時間、日本は7時間を切るのかなというふうなんで、そういう意味では、一番発達段階にある子どもたちは睡眠が一番だというふうに思っておりますので、それも少なくとも8時間は切らないように今後も啓発を進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 睡眠の話もそうですし、全般にわたって重要な観点だと思しますので、また今後も継続して検討を、特に大人といいますか、保護者の方々の理解も非常に重要だと思いますので、併せてお願いをしたいと思っております。

ちょっと2つ目の再々質問になりますが、現場でお聞きしてきた中での課題意識の中に、支援員の方がもうちょっと入ってほしいというお声とタブレットに入っているソフトのことがありました。先ほど申し上げた、例に挙げました議員力向上連盟の講義の講演の中では、お隣、守山市の例や、終わってから後の各企業の展示のブースに行きますと、草津市の使っておられるソフトの展示があったんですけども、かなりのハイスペックなことで、非常に個々の能力に合わせて、的確なこの問題が出てきたり、復習の動画が出てきたりということで、私も自分が子どものときにこんなんで教えてもらったらよかったのにななどと思ったところでありますが、この支援員やソフトの向上等についての見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 再々質問にお答えしたいと思います。

現在、学校にはICT支援員という形で、1日4時間掛ける月3回という形で、学校を回ってサポートをしていただいています。このサポートは非常に有効といいますか、先生方にとって待ち望んでいるんですが、月3回、しかも半日というふうなだけでは、やっぱりなかなか十分な支援というのは弱いので、ここをぜひとも強化できたらというふうに思っています。いろんな授業で、こんなふうなんでしょうかというふうなことまでアドバイスをいただけますので、慣れない教職員にとっても非常に大きな力になるのかなというふうに期待をしています。文科省が、先般、このICT支援員の強化を打ち出していますの

で、今も少しはあるんですけども、何らかの補助が強化されるのではないかなというふうに思いますので、来年度強化できたらというふうに思っています。

それから、もう一方のソフトの面ですけども、近隣市も「A Iドリル」というのを入れています。これは、今言われているA Iという、本当にコンピューターはその子に合った問題を出してくれるんですね。うちも一応、そのドリルを入れていますけども、その子が間違ったら、次はこういう問題が出るという、これは法則性の中で出しているのです、その子の間違いの傾向に合わせた、本当にぴったりとしたという部分では少し課題があるというふうに思っています。この質問を契機に、そのソフトの導入予算等も調べてもらいましたところ、少し高いことは高いんですけども、そんなに差があるものではないので、来年度、できたらこれを導入できたらというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 支援員、そしてソフトの件、両方予算が絡みますので、市長にお伺いをいたします。いろいろ財政の課題も承知をしておりますが、この件に関して、先ほどの人権と同様、やはり子どもたちの将来のため、ひいては野洲市の将来のため、非常に重要な部分だと思いますので、ぜひ予算措置等も前向きにご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今、教育長からの答弁の中にもるるございましたとおり、A Iドリルというものを他市は導入しているということをお聞きいたしました。I C T支援員の増強というんですか、そういうことにも関して、本当に大事なことだなというふうに認識いたしました。今後、厳しい予算の中ではございますが、検討していきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 次の質問に参ります。

紹介した議連の講演の中で印象に残りましたのが、「自分で調べ考える」というのがございました。調べるで、このI C T等でやりますと非常にたくさんの情報が出てきますので、懸念としては、「調べる」で満足してしまって、「考える」に行きにくいのではないかなというふうにあります。豊富な情報を基に児童生徒が自分で考える、ここが、やっぱり

先ほどの教育長のお話の中にも考える力というのが入っていました。ここが大事だと思うんですけど、どう導いていくのか、非常に大きなポイントかと思います。見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目のご質問にお答えをいたします。

議員お話しのとおり、これからの社会を生き抜く上で、児童生徒が自ら考え行動する力が一番求められており、その力を育成していくことが重要であるというふうに考えています。学校では調べるだけに終わらず、考えることを意識した授業改善に取り組んでいます。児童生徒が、まずは何のために調べるのか、しっかりと目的意識を持つことが大事だというふうに考えています。そして、いろいろ試行錯誤しながらも粘り強く取り組んで、学びを繰り返して、それを次の学びに生かす、そういうことを意識した授業づくりが大事であるというふうに考えております。学校教育の中で、そういう視点を大事にしながら、授業改善を今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） いろいろ学校で調査と伺いますか、お話を聞く中で、自ら考え行動するというのを実践した子がいるというので、非常に感動した例がありましたので、ご紹介いたします。小学校5年生の子が、立命館小学校で導入されているこのソフトを野洲市でも導入してくれというプレゼンをつくっているんです、校長先生ということで、今、制作中ということなんですけれども、校長先生がおっしゃるには、まずは自分が聞いてみて、あっ、これとは思ったら、教育長や市長にもぜひ聞いてもらいたいというふうなお話がありましたので、その節にはぜひ私も聞いてみたいなと思っておりますが、ちょっと紹介をさせていただきました。

この第問での最後の質問をいたします。

リテラシー教育について伺います。ICTとかインターネット等の問題の中で非常に重要な問題の1つがリテラシーだと思います。これはもう大人を含めてだと思えるんですけども、情報は玉石混交でありまして、情報リテラシー、あるいはネットリテラシーという部分が大事かと思います。児童生徒へのリテラシー教育について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、5点目の質問にお答えをいたします。

21世紀の情報化社会に生きる子どもたちにとって、情報リテラシー、その活用能力は



大変重要な力であるというふうに考えています。学校では、例えば表とか、あるいはグラフから正しく情報を読み取る力とか必要な情報を見極める力、今、お話のようにたくさんの情報がありますので、その中で必要な情報を見極める力などを育成することが大事というふうに考えています。また、調べ学習では1つの情報だけでなく、複数の情報から分析をすること、あるいは情報元となる出典をしっかりと把握して、それを出す場合にはしっかりと明記をすることも指導をしています。さらに、ネット上のモラルとか、あるいはマナー、こういうことも併せて学習して、様々な情報を取捨選択して、自ら判断できる力を身につけさせることが大事というふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 今後よろしくお願ひいたします。

3点目の市民の食を支える農業についてのご質問をさせていただきます。

農業は食を支える重要で基礎的な産業であり、なくすことができません。農道や農業用水路など、農業インフラは地域の農業に必要不可欠な重要施設であります。その一方で、維持管理や持続性の観点から考えると、様々な課題があります。

そこで、本市の農業インフラの現状と今後の展望について以下質問させていただきます。

本市の農業インフラの課題は何か、主なものをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、東郷議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

野洲川下流土地改良区が管理し、琵琶湖より取水をいたしました用水を水田に送水する基幹的な農業水利施設、これの更新整備を農業インフラの主な課題というふうに考えております。当該水利施設につきましては、造成後40年以上が経過をしております。経年劣化によりまして、管路の破損といったような漏水事案が増加しておるところでございます。そのようなことから、保全更新など、老朽化対策が必要という状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 今ご答弁いただきましたように、本市の農業用水路は年月が過ぎ、更新時期を迎えつつあります。中でも、今ご指摘のあった基幹的の水利施設である主管路の更新は極めて重要です。野洲川下流土地改良区は更新に向けた計画を進めていると聞

いておりますが、多額の整備費がかかり、またその水は野洲市の農業の生命線であることから、野洲市においても様々な支援が必要であると考えておりますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

当該水利施設につきましては、先ほど述べましたように、劣化が著しい状況であると。そのようなことから、更新整備計画の検討の報告を受けております。事業化された際には、国並びに県と同様に、市といたしましても、一定の支援が必要というふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 農道も重要な施設と考えておりますが、農道の規格と一般の道路の規格の違いをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 3点目のご質問にお答えさせていただきます。

国道なりとの規格の違いでございます。国道、県道、市道の規格につきましては、道路構造令、また滋賀県道路構造条例などによりまして、道路幅員、さらにアスファルトの厚さについて規定があり、それに基づき設計をさせていただいております。

一方、農道の規格につきましては、土地改良事業計画設計基準というものがございまして、その中に記載がございまして、この中でいろいろと種々決まっております、大型車の通行がない場合につきましては、アスファルトの舗装厚は3センチ、大型車の通行がある場合につきましては舗装厚が4センチから10センチというふうになります。さらに、路盤のほうにつきましても、これまた路盤の下の路床の支持力にもよるところになりますが、15センチから30センチということになります。これら、今ご説明させていただきました基準につきましては、標準の値でございますので、現場の状況、さらに交通量の関係で変わってくるというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） では、農道整備及び維持管理の費用負担についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） それでは、4点目のご質問にお答えをいたします。

農道につきましては、土地改良事業により造成された道路でありまして、土地改良区、市、さらに地元におきまして、整備及び維持管理の費用を負担させていただいておるところでございます。市の負担に関しましては、野洲市農林水産事業補助金交付要綱というのがございまして、こちらのほうに補助率等を定めておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 農業の持続性を保つことは非常に重要であります。一方で、現状は高齢化が進行しているということがございます。こうしたことを踏まえれば、農業の効率化は重要な分野で、農道はこれを支える重要なインフラであります。適切な維持管理の重要性が増していると考えますが、様々な問題も散見されます。農道の維持管理について見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、農道につきましては、重要なインフラであるというふうに認識をさせていただいております。農道の目的並びに種類に応じまして、その機能が十分に発揮されるよう適切な維持管理を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○11番（東郷克己君） 目的、種別、適切な維持管理というふうなお言葉をいただいておりますが、先ほど確認したように、やはり農道と一般道では仕様も違う、あるいは費用負担も一部ではあったとしても、地主さんといいますか、市民の負担もある、関わる方の負担もあるということで、やはりこの持続性ということで、要するに大事にしなアカんところだと思っております。そうしたことから、この農道をしっかり維持していくためにも、その使用法についてできるだけ同じように市道等、他の道路と同じように通っているは駄目なんだという、この啓発も必要かなと思います。同時に、我々議員も、あるいは職員の方も、見本を見せなアカんのではと思っております。一部に、農業関係でない公用車が通っていたりというのもありました。公用車やそれに準ずる車が通らないというふうなことも見本を示していただきたいと思っております。見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳君） 東郷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

農道の維持管理、そして長く使っていく上で重要であるということで、農道につきましては、そもそも農業の生産性の向上、さらに農業総生産の増大を目的に整備をさせていただいておるところでございます。しかしながら、道路交通法に規定する一般の交通の用に供する場所ということで、いわゆる同法に基づきます道路といたしまして、道路交通法の適用を受けておる道路でもございます。そうした関係もあるのですが、しかしながら、農道本来の主目的を達成する上で、かつ議員がご指摘されましたように、県道、市道と比較して、路盤等舗装厚が脆弱であるというようなことも確かに事実でございます。

このようなことから、例えば抜け道として通っておられるような農道に関しましては、一般車両の通行について、農道の設置趣旨等を理解いただき、通行をご遠慮いただくように、必要に応じまして、地元の自治会と協力いたしまして、看板を設置して啓発を行っておるところでございます。こうした部分につきましては、今後におきましても、そうした事案が発生するようであれば、引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

このような啓発をしておる立場にある野洲市でございますので、公用車につきましても、当然、こうした取り組みをしているということを理解いただきまして、当然、必要以上に農道を通ったりしないよう心がけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時45分といたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2号、第1番、村田弘行議員。

○1番（村田弘行君） 第1番、無所属、村田弘行です。

今回の質問は、童子川、新川のポンプについてと永原御殿について、大きく2点について質問いたします。

まず1点目、童子川、新川のポンプについてです。

質問に入ります前に、事前通告書の中で、河川名に誤りがありました。「祇王井川」とあるものは「童子川」、「日野川」というものは削除しましたので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に移ります。童子川と新川の合流部分にあるポンプの設置数と馬力をお教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、村田議員からの1つ目の新川にあるポンプの設置数と馬力についてお答えいたします。

この施設は管理者が滋賀県になっておりまして、この新川には2台のポンプが設置されておりまして、毎秒0.3立方メートルを放流する能力を持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 再質問いたします。

かなり大きなポンプだと思います。土木ではインチとかいう数字を使ってポンプの能力の大きさを測ったりするんですけども、それに例えると、まあ消防のポンプ車でいうと30秒で1立米、一番大きなポンプで8インチで15秒で1立米。この設置されているポンプ、2台合算であろうと思いますけれども、0.3秒で1立米ということはかなり大きなものでございます。故障とか電圧とか、その辺の心配はないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） お答えいたします。

施設そのものにつきましては、滋賀県のほうで管理はされておりますけれども、当然その定期的に点検もされておりまして、出水前には無事動くというような確認を持った上で稼働されておるというところを確認しておりますので、国交省に対しては、しっかりと対応できているというものを考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 大雨の前には必ず点検をしていただいて、水害がないようにしていただきたいと思います。

では、2番の質問に行きます。

数年前、この新川が氾濫いたしまして、在所である北の自治会のところまで水が及んでおりました。そのときの、まあ2、3日続いた雨だったと思うんですけども、その合計雨量というのは何ミリぐらい降ったんでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 2つ目のご質問にお答えいたします。

数年前といたしますのは、令和3年8月の雨というふうに捉えておまして、これは前線の影響による豪雨となりました。このとき、8月13日午前1時の降り始めから15日の午前10時まで57時間がありまして、この降り始めから降り終わりまでが330ミリメートルの総雨量となりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 330ミリといえば、大概の量ですね。それが長時間にわたって、妓王井川から童子川にわたるまで水位が増えてきて、逆流したりして、氾濫になったとは思いますが、昨日の栃木の真岡の雨が100ミリ前後であれだけの雨でございましたので、332ミリというのは、野洲では珍しい雨量だとは思いますが。これからも天気予報等、注意していただいて、水害のないようにお願いいたします。

例えば、今の0.3秒立米のポンプと仕切り板とかありますけれども、そのときの大分改修された川と、支川になるんでしょうけれども、今の許容範囲の雨量はどれぐらいになるんでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 3つ目のご質問にお答えいたします。

ポンプが設置している流域でございますけれども、こちらのほうは滋賀県で内水対策を検討されておまして、雨の量といいますか、雨の規模でいいますと、10分の1の確率の降雨に対しての浸水状況というところを検討しておりますので、その結果としましては、10分の1規模の降雨量に対しましては、家屋の浸水被害は発生しないというように聞いております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 10分の1というのは、何と何の10分の1なんですか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 10分の1といたしますのは、降雨、治水計画を立てる上の確率を表しておまして、これ、確率を処理される中で10分の1で、どれぐらいの降

雨が降るかというようなことを時間ごとに数字は変わるんですけども、そういう中で検討する上での数字ということになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 例えば、332ミリが57時間降ったとしても耐え得るということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 再質問にお答えいたします。

雨の量といいますのは、その継続時間というところがこの水害に対して非常に大きな影響を持っておりまして、先ほどの330ミリというのは57時間の総雨量という形になります。特にその内水被害といいますのは、短時間で降った降雨というところも非常に影響しますので、一概にこの57時間で330ミリメートルというところで被害が起こるか起こらないかと、これは雨の降り方にもよるところだというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 滋賀県の設備のことであれやこれや聞くのは申し訳ないんですけども、密接に自治会とも絡んでおりますので、野洲としても避けて通れないと思いますので、お聞きしております。

写真ありますか。これはポンチ絵で、ちょっと縦になっていますけども、今年6月2日はもうぎりぎりのところまで雨が来ております。8月16日、今年のお盆もかなり雨が降って、見に行ったところ、全然許容範囲でなっております。

次の写真に行きますと、6月2日のときは、かなり水位がごみの集じん機近くまで上がっていて、それでごみの集じん機のところに草があって集まってきていると。これはずっと上げていないとポンプに絡んで水量が上がらない、焼けてしまうということの防止ですね。内水面と、それから新川とのそれが、後で話しますが、これが6月2日の童子川のほうの水位ということです。最初のほうのポンチ絵にもありますけども、これは縦なんですけれども、ポンプが上がってきて、水を童子川のほうに流すんですけども、これ、私が6月2日に行ったときに、故障しているんだという話を地元の方から聞いたんですけども、県と地元と、それから野洲の当局との情報共有というものはあるのでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 4点目のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、令和4年4月に新川樋門開閉と排水ポンプ・除じん機の一体的な操作を行う自動遠隔システムが整備されているんですけども、これに不具合が発生しまして、新川樋門の開閉に支障が生じたというふうに聞いております。これは出水前の点検で確認されたということですので、その時点で不具合が生じたということでございます。

その後、同年の9月ですけども、復旧されておまして、管理者である滋賀県で遠隔監視システムを追加で整備しまして、現在、管理が行われております。このシステムにつきましても、引き続き、滋賀県と連携を密にしながら運用していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 次の質問に参りたいと思います。

新川の氾濫のシステムというか、説明しますと、童子川の水位が低いときは樋門、門を開け、堰を開けて新川から童子川のほうへ流すと。しかし、童子川の流量が多くなるといふこと、これはある一定の高さにならないと童子川の高さから新川のほうに流れていかない。要するに逆流ですね。これは海拔87メートルと言われております。さっきの水門の内地の川の中のほうの目盛りで、だいたい確認しながら、樋門を上げたり下げたりというのがあるんですけども、それはコンピューターで自動的にやっているそうです。そこでポンプを動かして、新川からの流れ込みも止まると。草やごみを取り除くと、常時監視していないとポンプアップに影響が出るのではないかというのが、詳細を聞くまでに私の思った疑問だったんですけども、ここでお聞きします。堰を上げるタイミングとごみを取り除けず取り込み口が詰まる、ポンプの自動運転、遠隔操作の故障と、薄氷の上に新川の安全、大雨が続いたときという条件が重なりますけれども、そういうときに1つ欠けても氾濫が起これると思うので、この辺のバックヤードというか、バックシステムというか、その辺はどうお考えでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

施設がまず健全に動くというところで操作の話になりますけども、こちらはポンプと、あと川からの逆流を止めるための堰とおっしゃる樋門が正常に機能するということが非常



に重要になってきます。そのためにはまず出水のときにはその堰に草とかごみが詰まらないように、これはしっかりと通水ができるということがまず大きな着目点だと考えておりまして、これは県と市がしっかりと連携して、ごみが詰まらないような対応をしているということです。

あと、システムの健全性というところですけども、こちらにつきましても、出水のときに点検するというのではなくて、出水の前にしっかりとシステムなり、ポンプである堰なりが動くということは、これは施設管理者がしっかりと点検をしているというふうに認識しておりますので、この出水前の備えと出水中の対応というところをしっかりと組み合わせて対応するという考え方というふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） その辺の連携をよろしくお願いします。地元の人たちに聞いてみると、野洲市にお願いしてとか、県に直接電話をかけてということがありましたら、非常に毎回毎回説明をせないかんということで、地元の人はずいぶん滋賀ポンプという、県のポンプ設置業者に直接電話して、直接ことをしているということをお聞きしましたので、それで、それなら、早いほうに越したことはないので、県も市の担当局も、後からでもいいので、どういうことがあったのかということの後追い確認をこれからよろしく願いいたします。

6番の地元自治会のほうに任せっきりというか、雨天にこういう水路の近くに行ったら危ないとかということのほうの対応は、県と市、どのようにお考えでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

当該施設ですけども、昨年9月以降、滋賀県によりまして、新川樋門と排水ポンプ、除じん機につきましては、これは自動システムで制御されるということに加えて、遠隔システムで監視もされておりますので、そういうシステムと併せながら、本市においても、除じん機のごみというところを定期的に回収して行って、しっかりと動くようにしていきたいというふうに考えております。

また、大雨の際には、本市で水防パトロールも行っておりまして、施設について異常が起きた際には、地元の自治会と本市、滋賀県が相互に情報共有しまして、必要な対応とい

うのを行っていききたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） さっきのポンチ絵の下のほうですけれども、新川はパイプを通して、童子川の下をくぐっているような形になっているんです、ちょっと絵がまずいですが。パイプが通らないと、サイフォンの原理ですよ、水を通すということで、その辺のパイプの流径と掃除具合、詰まり具合は、市の方に聞くのは申し訳ないんですけども、その辺、どのように認識を持たれていますか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるように、本施設につきましては、童子川の下に新川のサイフォンが通っております。これは川の増水時に安全に水が流れないと、しっかりと新川の水がはけないということでございますので、これは滋賀県が現在、サイフォンの土砂堆積の状況を調査すると、その後に、必要に応じた対策を行う予定であるというふうに確認しているところです。

このように滋賀県としっかりと新川の内水排除、これにつきましては、しっかりと連携を取りまして、内水排除の能力向上と下流部の早期改修の完了につきましても、引き続き要望していききたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 非常に喜ばしいことだと思います。非常に連携をしてもらって、業者と地元自治会が直接やるのもどうかなと思うんですけれども、速く、スピーディーに終わるように、皆さんが認識されるように問題点を常に認識していただきたいと思います。

では、最後の質問ですけれども、ポンプの増設等、容量を10分の1ということですので、十分に足りているかなと思うんですけれども、何があるか分かりませんので、その辺の滋賀県の増設計画とか要望とか、その辺はどうされているのでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

10分の1の整備というのは、あくまで滋賀県が一定基準にしているという整備でござ

いますけれども、本市といたしましては、市内で浸水被害が起きているような状況も含めまして、市内の整備と併せて、県のほうには内水対策を含めまして、浸水被害の軽減をしっかりとさせていただくように申し伝えているところでございます。そういう形で市内の浸水リスクというのを下げていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

2番、永原御殿についての質問です。

基礎的なことをお聞きしますけれども、この事業は何年計画で面積はどれぐらいの計画を持って、本丸、二の丸、三の丸等いろいろ計画はあると思えますけれども、お教えください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 村田議員の永原御殿についての1点目についてお答えをさせていただきます。

永原御殿跡整備基本計画は第1期から第3期に区分をしております。そのうち、整備期間を決めているのは、第1期と第2期ということになっております。まず、第1期として本丸部分の整備を行い、期間は令和4年度からおおむね6年間になります。その後、第2期として、二の丸部分の整備を行い、期間は5年から10年間ほどかかり、全体で最長となれば16年間の計画となっております。

次に、面積については、国史跡の指定面積として3万3,831.35平方メートル、そういうふうになっております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） トータル16年で3万3,000平米を開発するというので、これは順次、国史跡とは言われましても、開発ですので、そういう開発許可等、これ順序、4番ですけれども、取られているのでしょうか、お教えください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょっとその前に、国史跡の面積としては3万3,831.35平米とお答えをさせていただきましたけれども、全体の面積としては約4万5,000平方メートルというふうに

なっております。

ご質問の開発許可についてですけれども、現在、国史跡の指定を受けた範囲については、将来にわたって遺跡を保存するため、現状変更に必要な規制がかかります。史跡整備に当たっては、文化庁に対して現状変更の申請を行い、許可を受ける予定をしておき、その許可が開発許可に代わるものと、そういうふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 再質問しますけれども、私も3万3,000と聞いて、少ないなと思ったんです。大体、地図を見たら、200メートル掛ける200メートルで、4ヘクタールぐらいだなと思っていたんですけれども、例えばゴルフ場開発とかそういうときには、買収する前にこういうところを買収してゴルフ場をしますよとか、買収する前から県に事前申請みたいなことをするんですけれども、それが文化庁だと切り崩し的に許可を持っていけば、ずっと許可がされて、開発許可がない状態でできるということでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃっているのは、都市計画法における開発行為と、そういうふうに思っております。市として建築物の建築、または特定工作物ですね、先ほどおっしゃっていただきましたゴルフコースとか、そういったことを建設する目的で行う土地の区画の変更は、一定規模の開発行為が必要ということですが、永原御殿跡についてはその必要はないということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） そうすると、3万3,000平米、ないしは4万何がしは最終的には、プラモデルかなんかで模型ができていますけれども、ああいう形を目指すのでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問かと思っております。史跡永原御殿跡は、将来的には史跡公園として整備をいたします。整備に当たっては、将軍御殿の規模や役割、魅力を体感できる空間とさせていただきます。また、地域住民の方々との協働による整備、活用の各事業を展開し、史跡を活かした魅力あるまちづくりにも貢献していきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 文化財の調査というんですか、それでも私どもすぐ隣に住んでおりますけれども、あそこは徳川家光さんから、朽ち果てていって400年、手つかずの土地です。その土地を伐採して、遺跡を発掘していくわけですけれども、こういう調査、環境アセスメント、文化財とはまた別ですけれども、環境という観点から何かクリアすべき問題はあったのかと思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 8点目のご質問かと思えます。

国史跡の整備には環境アセスメントは必要ないと、そういうふうに思っております。

なお、整備には地元住民の方々の意見も取り入れながら、国史跡や地域の憩いの場としてふさわしい環境整備に取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 400年手つかずの森林を伐採していくと、非常に生態系が狂ってきています。現にマムシも出てきていますし、在所の中ではかまれた方もおられると。あと、見たことのないキツネも、本当に尻尾が丸いキツネがいました。考えられないんですけれども、その辺、地元との協定とか何か結んでおられるんでしょうか、お教えください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 7点目のご質問かと思えます。

史跡整備工事を施工する箇所は、地権者から用地購入が済んだ土地から進めております。また、整備工事に当たり、地元自治会に対して説明会を開催する予定もしております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） 説明の予定はしているということで、今までは地元も要望したのもあるでしょうけれども、こういう鳥獣被害とかが現に出てきていますので、その辺のフォローとか、その辺はお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、永原御殿の整備ですけれども、1つの目的には、文化財の保護というのが1点ございます。それと、もともとあそこについては、カワウの被害が大変多うございました。平成28年5月28日の調査では、カワウ267羽とその巣として153個が確認されてお

ります。その後、地元自治会の対策ですとか、市が行った整備事業によりまして、カワウについてはもういなくなりまして、サギについても大変減少したと、そういうふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） カワウのほうは、空鉄砲を鳴らして逃がしたとかいうことは聞いたことはありますけれども、サギはまた帰ってくると思いますので、非常に迷惑しているんです。そういう地元の鳥獣被害とか、そういうなんは開発、遺跡調査も大事でしょうけれども、400年、手をつけてない森林、山、調整区域に手をつけるわけですから、その辺の鳥獣被害とか生態系を破壊するとか、お考えはなかったんでしょうか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

もともと、先ほども申しましたけども、この永原御殿の整備事業については、カワウ被害がたくさんあったということで、地元から、また行政懇談会、また議員さんからもたくさんの要望を平成20年頃からいただいております。そういったことも併せて、その被害を軽減するため、今回、令和4年度より整備事業を進めておるということでご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○1番（村田弘行君） カワウ被害を防ぐために開発したというロジックになっていますけれども、ちょっと無理があるかなと思います。これからも地元と意見を重ねながら開発して行っていただきたいと思います。例えば、市がやること、文化庁がやることは全てそういう手続を経なくていいんだということになると、この前の産廃問題もそうですけれども、許可の問題もそうですけれども、何をやってもいいみたいになっちゃうので、その辺のことは地元とちゃんと話し合っ、そういう被害、苦情がないようにこれからもしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第3号、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、暮らしと自治を考える会、田中陽介です。

それでは、これより一般質問を行いたいと思います。

まず1つ目です。野洲市の入札発注と公共調達についてということで質問いたします。

地方における公共調達はその地域の中小企業にとって大きな土台となっており、地域の経済活性、そして地元産業育成、雇用の維持など、多くの意味を持っております。実際に多くの地方公共団体で地元要件や地域要件を定め、発注を行っています。これは法的には一般的な要請を超えない限りは問題ないとされており、どのような考え方でどこまで設定するかというのはそれぞれの自治体の裁量とされております。もちろん、実施能力の適格性や適正な競争性の確保等を踏まえた上ではありますが、地域の企業に市の予算が落ちることで、地域住民の所得になり、それが消費されることで、また地域の誰かの所得になるという地域内循環が生まれることは当たり前の観点であります。地域で生まれた需要を地域に供給していくことはまちづくりにとっても重要なことであるという認識から、質問いたします。

1つ目、野洲市の発注について、野洲市内の業者への入札について金額や内容等で仕様等、基準はあるのか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、田中陽介議員の1点目のご質問にお答えいたします。

公共発注等の調達方法につきましては、工事、委託等に分類して行っておりますので、建築工事の発注に限定してお答えをさせていただきます。

まず、予定価格に基づいて基準を設けておりまして、1億円以上を一般競争入札といたしまして、それ未満については指名競争入札、または見積り合わせにより執行、発注をしているところでございます。

まず、一般競争入札につきましては、工事内容にもよりますが、地域要件、また市内業者への優遇措置を設けた上で執行を行っております。また、1億円未満の指名競争入札におきましては、野洲市建築工事入札参加者の資格及び選定基準に基づきまして、工種ごとに市内業者の格付、指名業者の選定を行って、入札を執行しております。

なお、この基準については、訓令として定めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） そうした形で分類されているということで、野洲市入札契約制度の概要でありますとか入札執行要領とか、そういうところにいろんな内容が書かれているということなんですけれども、ここで書かれていない部分に対してちょっと質問をしたい

と思うんですけども、こういった公共工事、一般競争入札から指名競争、随契といろいろあるんですけども、これを情報発信する基準といたしますか、どの時点で、いつ、これをやるとかということ公開する、その基本的な決まり等はあるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） まず、再質問にお答えいたします。

公共工事の基準とおっしゃっていただきましたけれども、地域要件につきましては、現在、制限付一般競争入札ということで、ホームページのほうに掲載させていただいているんですけども、その時期というのはもう既に掲載させていただいていますので、決定した段階で掲載をしているという状況でございます。

また、公共工事の発注という観点で、情報発信で申しますと、毎年4月と10月に入札についての予報という形で年度の予定を公表させていただいているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今おっしゃった年度の予報というのが、恐らく令和5年度建設工事に関する業務発注見通しでありますとか、これの委託業務の発注見通しであるとか、そういったところがホームページに公開されていることをおっしゃっているかと思うんですけども、これ、私がこの質問を調べていく中で、ふっとこれを見ていて思ったのが、今回契約でも上がっています内容でもあるんですけども、給食センターの発注というのがこの年間のところに入っておりません。詳しい中身は聞くつもりはないんですけども、こういったことというのはなぜ起こっているのか、普通であれば、ここに挙がっているはずだと思うんですけども、お聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前11時29分 休憩）

（午前11時29分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 入札予報について、ちょっと今、手元に持ち合わせておりませんでしたので、その中に給食センターが載っていないというご指摘でございます。今、ちょっと確認させていただいていましたところ、確かにちょっと教育委員会の分が、給食



センターの記載がちょっとないようにも見受けられますので、最終、また確認をさせていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） これは今回の契約の付託案件にもあるかと思いますが、詳しいことは委員会のほうでやりたいと思いますが、確認をお願いします。

それでは、次へ行きます。

関連で質問いたします。この入札の手続の中で、予定価格というのが一般競争入札等ではあると思うんですけども、こういったことの価格を決める手続というのは特に何か決まっているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 通常、予定価格につきましては、設計等に基づきまして予定価格を設定しているところでございます。予定価格ですよ。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 設計に基づいて予定価格ということで、設計業務の中にそうした予定価格の積算というのも基本的には入っているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 設計価格の中に予定価格が入っているという意図がちょっと分からないんですけども。

（「積算」の声あり）

○総務部長（川尻康治君） 積算価格。いわゆる工事等につきましては、積み上げをする中で、工事、設計金額、設計して積算して金額を出していくということになりますので、少し予定価格といいますのはその積み上げた中の最終的なものが予定価格になるということで認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 分かりました。

それでは、次へ行きます。

2番です。こういったいろんな基準があるとすれば、この基準内でいろいろ発注、入札が行われていると思うんですけども、近年のこの地域企業への金額ベースで大体どれぐらいの発注率になっているのかをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

金額別で発注基準を設ける建築工事において、総務課の令和4年度の執行分で、結果でお答えいたしますと、一般競争入札による全体契約金額が10億3,495万7,000円で、うち、市内業者の方の契約金額については1億2,195万7,000円となりまして、率にしますと11.78%です。また、指名競争入札による全体契約の金額につきましては、指名競争入札については1億円以下になりますけれども、全体で8億6,315万200円のうち、市内業者への契約金額が6億7,072万6,100円となりまして、率にしますと77.7%が市内業者への発注率となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ちなみに、今の10億円のうち1億円11%というのは、これはどういう期間でのお話でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） どういう期間。

（「いつからいつまで」の声あり）

○総務部長（川尻康治君） 令和4年度の実績ですので、4月から。一般競争入札につきましては、件数ベースでいきますと3件でございます。10億3千数百万円のうち、契約金額でいくと3件でございます。うち、市内業者の方については1件になっています、件数で申し上げますと。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） すみません。ちょっと近年と書かせてもらったので、正確に何年というのは言わなかったんですけども、大体1年だけだとちょっとなかなか分かりづらいなと思うんですけども、他、例えば3年、2年とか、分かったりというのは、近年、大体その直近何年とかで大体見ると思うんですけど、分かりますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、令和3年度の金額で申し上げますと、少し細かい数字は省かせていただきますが、一般競争入札については20億6,920万円、うち、3億9,517万円が市内業者への率でございます。率にしますと約19%、あと指名競争入札については6億6,217万円のうち、6億5,167万円で、発注率について

は約98%になっています。

あと2年度、もう参考に率だけですけれども、指名競争入札でいきますと、市内業者への発注率については85.5%となっています。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長、令和2年の一般の率をお示してください。

○総務部長（川尻康治君） 令和2年度につきまして、率にしますと8.4%でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今ご報告いただいた数字を見ますと、やはり1億円以下、指名競争とか随契の部分に関しては、かなり頑張って地域に落ちているなという感じは思うんですけども、やはり、先ほど、一般競争入札、今年は11.7%で、19%、8.4%ということで、こちらのお金のほうが金額ベースでいうと、かなり大きいなという感じがします。ちなみにこれは、要は受注した方が市内ではないということだと思えるんですけども、この受注した方が市内の業者の方に下請したかとか、それが市内に回っているかとか、そういうことは実際分かるんでしょうか、分からないんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 個々の、いわゆる施工段階を市のほうで担当部署では把握している可能性はありますけれども、ここでどういうふうな形でというのは、ちょっと申し訳ございませんが、明確にお答えをするだけの答弁はさせていただきません。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。

分かるけれども、そういった統計データを収集はしていないということでよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） すみません。おっしゃるとおり、統計というのか、そういう集計はしないと思うんですけど、ちょっと申し訳ないですけど、いわゆる報告書であったりとか、その辺の書類を見た段階でどの事業者が、いわゆる請け負っているかというのは確認できるかとも思います。それぞれものによって違うと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 分かりました。

そういったベースのことを踏まえて、次の質問に行くんですけども、野洲市において、こうした公共調達、また建設だけじゃなくて、いろんな部分があると思うんですけども、これを表立ってこういう方向でいきますというような方針であるとか指針とか、そういったものはあるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、3点目の公共調達についての考え方ということの質問でよろしいでしょうか。公共調達におきましては、地方自治法や公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律など、関係法令に基づき、契約規則を定め適切に実施させていただいているところでございます。

なお、考え方といいますか、入札等制度に係る基本方針について、これは平成21年度に策定をしまして、公表をさせていただいているところでございます。

その他、1点目の質問でもございましたように、地域要件につきましても、市のホームページのほうで公表しており、条件等を明記しておりますので、そちらのほうで考え方を整理しているというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 前々からこういった基本的な部分は整理されているということなんですけれども、今回、栢木市長になられて、こういった地域へのこういった還流であるとか地域の地場産業の発展とか、こういう意味合い、この考え方という部分で、栢木市長のお考えも聞かせていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 地域の業者さんですよね。当然、地域にそういう仕事が回っていくようなことをまず考えてしていかななくてはならないなというふうに基本には思っております。ただし、大きい仕事になりますと、どうしても対応できない工事もございまして、それには地域貢献という制度も踏まえて、そこへ付していくというような形で進めておりますので、地域の業者さんに、議員おっしゃっておられるとおり、地域で回っていくということを、地域の業者さんを育てていくという観点でも大事なことだというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。

同じ思いでということで確認いたしましたので、では、次に行きたいと思います。

これらをそういった思いを明文化したものはあるのかというふうに質問通告しているんですけども、これはどういうことかといいますと、中小企業庁はこういった地方企業、中小企業にしっかり受注機会を増大させるようにというような取り組みをされております。その中で、各地方自治体がいろんな工夫をされております。その中に落札した請負業者に対して、できる限り、地域の下請を使ってくださいというようなものであったりというものがあったりもします。これもやり過ぎると、独禁法であったりとかいろんなところに接触するおそれもあるんですけども、やはり市として、それをしっかり打ち出すというか、強制はできないんですけども、しっかりお願いしていくという姿勢は大事なのではないかなと思いますし、これはやって誰も損はしないし、マイナスはないのではないかなと思っております。

例えば、徳島市でありましたら、この地元企業優先発注に係る実施方針というのを、これは公に出しておられます。こういうふうにやっていきますということをおっしゃっているわけなんですけれども、各分野において、どういうふうに変定していくかであったりだとか、こういう下請の条件というか、お願いをしていきますよというような方針が1つにまとまっているんですけども、こういったものをしっかり設定することで発注段階から、そういった請負の業者さんに対しても、できるだけ地元を使ってくださいねということが周知できるし、そういう取り組みにつながるんじゃないかなと思うんですけども、こうしたものを明文化して方針として出すというのは、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） まず、通告いただいたのが明文化したものであるのかというところですので、この回答といたしましては、明文化したものといたしますと、先ほど申し上げましたとおり、入札の改革であったりとか、地域要件の条件、制限付一般競争入札であったりとかが明文化したものになると考えております。ただ、今後そうした徳島市の例を挙げていただきましたけれども、確かに中小企業者の機会を確保するために、地方公共団体ではそうした努力義務というのが明記されているところでございます。こうしたことを踏まえた中で、地域要件の設定なり、分離発注などを実際してありまして、かねてから優先調達に努めてきたということでございますが、下請業者の方を市内で回さないかとい

うような、回すという言葉が適切か分かりませんが、そうした検討につきましては、必要な部分かとは考えております。しかしながら、いわゆる本市の規模といいますか、それほど指名競争におきましても、事業者がおられるということではない。他市、大きな市と比べまして、かなり事業者の方が少ない。そこに、いわゆる下請を優先調達するとしますと、その中で既に元請もされて、他に事業を持つてはる方であったりとか、その中には公共工事、いわゆる一般競争で取られた方が下請に回されるということになりますと、その辺の調整であったりとかの弊害もあるかと思えますし、あと、そうしたことも考えられると思います。

これ、極論になるかと思うんですけれども、仮に全市、全ての市町がその市だけで囲い込みといいますか、優先調達をした場合、逆にそれで競争が働かなくなるという、全てが地元、いわゆる優先で調達しなさいよというところを全ての町がやったときに、先ほど申しましたように、市の規模であったりとか、そこにも影響してくるのかなということとかも考えられますし、これまで築いてこられたといいますか、関係性といいますか、下請と元請、その辺もどこまで入り込めるのかというのは、課題はあると考えています。

こうしたことを踏まえまして、先ほどおっしゃっていただいた徳島市の例につきましては、またそうした事例がある、そうした取扱いをしておられるまちがあるということも認識していますので、今後進める中では契約審査会であったりとか、あとは入札制度監視委員会というのがございますので、そうしたところで意見を聞くなりして、検討を進めるかどうか、検討させてはいただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。

努力義務があるということで、どこでもやっている、基本的には公平公正な入札制度というのは当たり前の話なんですけれども、そこからどこまでできるか、無理のない形でできるかということ design するのが仕事だと思いますし、審査会とかというのは基本的に多分市から出てきたものを審査されるものですので、まず市がそういったところをしっかりと押さえて、まず出していただくということが大事なかなと思いますし、今のお答えはそういったところでバランスを見て調整していただくということだと思ってよろしいですかね。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） いわゆる市の特徴も踏まえながら、検討をすべきであると考

えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員、1問目、それでよろしいですか。

○3番（田中陽介君） はい。

○議長（荒川泰宏君） それでは、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中議員。

○3番（田中陽介君） では、午前中に引き続きまして、一般質問をしたいと思います。

2つ目の項目に入ります。

新型コロナワクチン接種に係る市の対応についてということで質問させていただきます。

まず、新型コロナワクチン接種について、国やマスコミが事実を広く伝えるということや、時間をともに健康被害が増え続けているという状況、そのおかしさに強い危機感を私は感じております。事実を知ること、知識を得て対策や選択肢を増やすこと、健康に幸せに生きていく上で非常に大切なことだと感じております。データやいろんな研究がこのコロナも行われ、分かってきたこともいろいろあります。

例えば、接種をすればするほど、感染しやすくなるのではないかという話もあります。これは厚労省が昨年8月まで接種と感染状況を公表しておりましたが、これに問題のあるデータ公表の方法を指摘されて、この公表をやめました。本当はどうか、その指摘以前は、接種すれば感染しにくくなるというようなエビデンスにされていたんですけども、それはどうもそうではないようであるというような分かりにくい表現をされていたということで、これは現在やめておられます。

また、海外では昨年8月以降、追加接種というのはあんまり進んでおりません。5回、6回と打ち続けているのは、日本と一部の国だけということになっております。また、イスラエルも4回目接種をやめたということで、それで感染の波も止まっているというようなことがあります。

また、オミクロン株対応2価ワクチンBA.4.5タイプは、マウスでしか試験をしておられません。また、9月から接種が始まるXBBワクチンもマウスでしか試験をしておられません。つまり、日本人がこれを先行してやるというのは、日本人が実験台になってい

るようなものである。治験という名前でやっておりますので、そういう意味合いがありません。

接種を繰り返すほど免疫機能が弱ったり、おかしくなる可能性が高くなるというような研究もされております。これは繰り返し接種すると I g G 4 抗体ができやすくなることが分かってきているということがありまして、免疫が反応しなくなる。炎症反応が起こせなくなるという。本来ウイルスが体に入ったら熱を上げてウイルスを排除しようとするが、それができなくなる。つまり、ウイルスを受け入れやすくなり、闘えない身体、免疫不全の状態になるのではないかというような研究もされております。

また、乳がんや卵巣がん、子宮がん、白血病等、統計学的に増えている。これはデータからの話ですけれども。今回の厚労省が6月に発表した数字から分析しますと、今回のワクチン、コロナウイルスのスパイクたんぱくの遺伝情報を体内に入れるということで、これが体内で作られると、エストロゲン、いわゆる女性ホルモンのレセプターと結合して作用することというのが分かっていると言われております。アメリカでも論文があるということですので、そうしたことも言われていると。

そしてまた、ワクチンを打つと、抗体を作るだけではなく、自分も攻撃してしまうと。コロナウイルスのスパイクたんぱくの遺伝情報を体内に入れ、分解されずに全身を駆け巡る。そのスパイクたんぱくが細胞の中から発現され、そこから中和抗体が作られる。しかし、同時に細胞からスパイクが発現されると、その細胞は自己免疫に異物とみなされて攻撃される。つまり、自分を攻撃するということになります。人によって、身体の中の臓器、場所からスパイクたんぱく質がどれだけの期間、作り続けられるのかなど、まだまだ分からないことが多いという状態になっております。これはいろんな研究の中身ですので、これが絶対正しいということはないと思うんですけれども、こういったことも今言われているということになっております。

また、これまでに厚労省が発表している副反応疑い報告、これは実際、厚労省が出しているデータです。この死亡報告、いわゆるお医者さん等がこれはコロナワクチンの影響で死亡したんじゃないかという報告をするんですけれども、これが死亡で2,000名を超えました。そして、重篤副反応は約2万7,000人。12歳から19歳の重篤副反応だけで約400人、死亡が5人。なお、これはインフルエンザワクチンでの死亡報告の約50倍となっております。また、これまでの全てのワクチンでの死亡認定数は151件、これは他のワクチンですね。本年8月21日公表時点での新型コロナワクチンの死亡認定



数は156件。そして、これはこれからも増える可能性があります。今、死亡認定での申請をされているのは684件と言われております。そして、これは162回の疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）というところの情報になります。さらに、公表されている、副反応の症状、こういったことが起こっていますよという症状の症例だけで1,000種類以上あり、接種後、体調を崩してもほとんどの人がワクチンの接種の影響であると気づいていないパターンもまだまだ考えられます。

こうしたことを泉大津市では南出市長を筆頭に、市の担当課、地域の医療従事者が連携して、注意喚起であったり、周知啓発、そしてその後のケアを行われております。ぜひこの質問をきっかけにそうした泉大津の取り組み等も、執行部、市長、皆さんに見ていただきたいなと思います。これは誰のためかということを行いますと、やっぱり中長期的な安全性、市民の安全性を担保するという意味で、必要な情報発信についての質問と考えております。本当にこれをちょっと真摯に捉えて動いていただきたいなということで、質問いたします。

まず1つ目です。国内外で新型コロナワクチン接種について新たな知見や副反応、副作用のデータがどんどん出てきております。市民の健康、安全を守る野洲市ではどのような取り組みをしているのか。情報収集、勉強会など、自らの知見を高めるようなことは実施しているのか。しているとすれば、その内容はこういったものか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、田中議員の新型コロナワクチン接種に係る市の対応についてのご質問にお答えをいたします。

まず、市では勉強会というのは特に行っておりませんが、厚生労働省等から発出される情報につきましては、随時関係部署で共有をさせていただいております。また、市民に対しましては、接種券の発送時に同封したチラシやワクチン説明書等によりまして、ワクチン接種による副反応に関する情報や予防接種健康被害救済制度等についてご案内をまいりました。また、市ホームページには厚生労働省等へのリンクを貼り、随時情報提供をさせていただいております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 前々からそういったお話は伺っておりますけれども、今回聞いているのは勉強していますかということなんです。要は、厚労省から送ってくるその資料、

こういうことをやってくださいとかああいうことをやってくださいということだと思っ  
たんですけども、そうじゃなくて、例えば分科会の内容でありますとか、そういうのも全部、  
担当課が目を通して、しっかり知識として得ているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） なかなか分科会の資料全てに目を通すというのは、他に  
も業務がございますので、難しいところではありますが、こういったご質問をいただいた  
機会とか、必要なときにはそれぞれに目を通すようにはさせていただいています。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 担当課が今、必要なときに見てみますと、私が質問したときに、  
そこを見ていますということだと思っただけですけども、ワクチン推進室という名前で今、  
担当があると思っただけですけども、推進している以上はしっかりそのリスクであったり、  
内容というのをしっかり市民に説明する義務があると思います。それは常に国であったり、  
世界であったり、いろんな情報を取らないといけないと思いますが、そういった業務は市  
としてされていないということですか。普段されていないということですか。質問のとき  
だけですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 田中議員からのご質問については、例えとして申し上げ  
ただけで、別に田中議員の質問があったときだけに調べているわけではございません。市  
民からの問合せがあったとき、あるいは業務を遂行する上でいろんな疑問が生じたりもし  
ます。そういった中で、随時ワクチン接種推進室には状況を、どういった資料があるかと  
か調べるように指示をしておりますし、また担当課のほうでもそういった調査はさせてい  
ただいています。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、次に行きます。

再三、僕もこの一般質問でこの話題は部長とお話しさせてもらっている中で、検討しま  
すと、どういう情報を載せるのがいいのか検討します検討しますと言っていたいてい  
るんですけども、ワクチン接種情報の欄にそういった、例えばワクチン接種の安全性と副  
反応の実態であるとか、そういったことは全然載ってなくて、厚労省へのリンクがあっ  
ても、ちゃんと情報にたどり着ける人というのは本当にごく一部の人だと思います。これは  
非常に簡単なことなんですね。厚労省が出していて、担当課がこれはリスクの情報として

載せたほうがいいだろうと思うことが絶対あると思うんですけども、私が前回から質問した内容について検討すると答えておられると思うんですけど、どのような検討、議論がされたのか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 随時担当課、担当部局とはいろんな情報交換、意見交換をさせてもらっていますけれども、いわゆる庁内での議論というところまではさせていたっていません。ただ、安全性と副反応の情報の発信を行っていくために、厚生労働省等の公的機関との関係リンクを掲載する、これがまず第一義だというふうに考えています。

ワクチン接種につきましては、強制ではありませんが、65歳以上の人や64歳以下の基礎疾患を持っている人など、接種を推奨される方、またそれ以外にも接種を希望される方に適切にご判断いただくための情報提供をしているものでございます。ワクチン接種、これにつきましては、接種を受けるご本人、あるいはお子さんの場合は保護者と一緒に判断をされるものでありまして、ワクチンを接種することで一定の重症化予防の効果を期待できる一方で、副反応が起こるリスクがあることなど、メリットとデメリットを比較しながら検討できるように必要な情報を掲載しているものでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今、65歳以上かな、何かそういった方にはまだそういったところが必要というところでは言っているんですけど、じゃ、65歳以上の方が厚労省のリンク、厚労省のぽーんとリンクに放られて、そこからリスクの分かりやすい情報まで探していただけますかね。やっぱり、その意識だと思うんですよ。別に推進するなど言っているわけではなくて、しっかり情報を出してくださいというふうに言っているわけです。皆さんが知りたい情報はどういう情報なのかなという想像力が、私は非常に欠けているのかなと思います。こういうリンクに飛ばされても、そこからめっちゃくちゃ入らなあかんのですよ。そんなんできないじゃないですか。だから、それは市民の健康を守って判断いただくために、何の情報が必要なのかという議論であったり協議というのを担当課がすべきではないですかということを私は言っているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 別にホームページ以外にも、接種券の送付時にはチラシ、ワクチンについての説明等も送付をさせていただいておりますし、何よりもワクチン接種、

これは国策として、予防接種法に基づいて行っているものでございますので、基本的には厚生労働省が発出されている情報、これが中心になると思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 僕も厚生労働省が出している情報をちゃんとみんなに見えるようにしてくださいと言っているわけで、別にどこの何か分からんようなものを出せと言っているわけじゃないんですよ。

じゃ、聞きますけど、僕は60何歳以上の接種券の原本をもらっていないので分かりませんが、そこにはしっかりと副反応の死亡の実態とか重篤副反応の実態とか、一目で分かるようになっているんですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 接種券の送付時に死亡事例等について具体的にお知らせすることはしておりません。一般的に副反応として疑われる症状等については、周知を図っているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） こんなことが、要は、熱が出ることありますよとか、何かこんなことが起こることありますよとか、そういうことですね。そんなレベルじゃない、その人の人生に関わるような副反応がこの2万何件とか、死んでいる人は2,000人、これは認定されたのは150何人ですけれども、というのは出ているんですよ。それをこんなことありますよぐらいでいいというふうに野洲市の健康の担当は考えているという認識なんですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチン接種をするかしないかを判断していただくために必要な情報を提供しているということになります。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、具体的なそういったちゃんとしたデータの提供をすることは、必要ではないというふうに今聞こえますが、そう思っておられるんですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 個々具体の事例について全てをお知らせする必要はないというふうに考えます。また、必要な情報について、特にそのニュース性のあるものについては、マスコミ等でも当然報道されるものですから、あえてそれを市から発出はしてお

りません。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 全く主体性がないんですよ。マスコミが報道しているだろうとか、個々具体の誰がどうなったとか、そんなことを僕は言っていません。だから、みんなが分かるようにデータを見える化したほうがいいんじゃないかという、それは厚労省が出しているんだから、分かるようにしてあげないと、事の重大さであったり、それはどう判断されるか分からないですよ。2,000人死んでいても別に大丈夫だと思う人に関して僕は否定はしないですし、重篤副反応が2万何件出ていても大丈夫だというふうに思う人に関しては別に僕は何も否定はしない。それはそれぞれの感覚です。でも、その規模であったりとか、事実を伝えないと、こんなことありますだけで分かりますかという話ですよ。分かるとしてそうされているんだというふうに聞こえるんですよ。吉田部長はそれは分かりますか、それだけで。本当のことが分かりますか。こんなんありますよと言われてだけで、十分だと思っておられるということですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 何が本当のことなのか、ちょっとそこ、何のことをおっしゃっているのかよく分かりませんが、ただ、そういう死亡件数と、いわゆる国や県等、公的な機関が調査、公表しているデータについては、実際に出すことについては差し支えないというふうに考えています。だから、そういった情報を出せということであれば、ちょっとホームページでどういう形で載せるのかリンクを貼るのかというのはありますけれども、そこは考えられるかなというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 吉田部長、それ、半年前とか何か月前もこれ、同じこと言ってくれていますよ。ずっとそれを言ってくれてはるんですよ。それで、さっき言ったら、「議論はしていません。」とおっしゃっているんですよ。僕は一体何を信じたらいいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） いや、ちょっと議論というよりは、だから必要な協議、意見交換についてはしっかり行っています。ただ、ちょっと議論というその言葉がすごい激しいイメージがありましたので、あえて議論は行っていませんというお答えをさせていただきました。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） でしたら、その協議がどういう内容であって、どういう判断をされたのかというのを先ほど僕は聞いたんですよ。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチン接種を推進するに当たって提供すべき情報については、きっちり協議をさせていただいております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今、私と吉田部長のやり取りは聞いていただいていると思うんですけども、市長、市長。市長も今聞いてもらっていたと思うんですけども、私が言うてること、そんな難しいことを言うてないと思うんですが、これ、もっと僕は情報発信すべきだと思います。だから、言っているんですけど、市長、どう思われますか。市長が、例えば南出市長もそうですし、市長が、やっぱりそれに取り組んで、どういう意識かによって、それは市町の対応が変わってきます。僕は南出市長にお話をつなぐことも全然できますし、勉強会をセッティングすることもできるので、ぜひ勉強していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。どう思われますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 南出市長を紹介していただかなくてもよく存じておりますし、市長会でもお話しすることもございます。南出市長がされておられること云々というよりも、本市といたしましては、国、厚労省から来ている、まあ県ですね、厚労省って、もちろん厚労省が元なんですけども、県から来ている指導によって、一応推進させていただいているというふうに理解もしておりますし、議員のおっしゃることもよく分かる部分はあるんですけども、今、いろんな媒体でそういうワクチンに対する危険だとかやめたほうがいいとかいう情報も流れておりますので、個々の判断で接種するかしないかは十分検討していただいたほうがいいのではないかなというふうに私は思っております。ちなみに、私は全部受けさせていただいておりますが、今のところ副反応がないというふうに感じております。以上、お答えになっているか分かりませんが。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今、いろんな情報があるので、それを見て、しっかり判断してほしいということですね。僕が言っているのもそういうことで、いろんな情報をちゃんと分かるように出してほしいって言うてるので、基本的に同じことかなと思うんですけども、

何でこんなに先に進まないのかなと非常によく分からないんですが。

じゃ、次へ行きますね。

子どもに対する中長期的なこの新型コロナワクチンの影響リスクは検証されておられません。検証しようがないですよ、まだ中長期やっていないんだから。前段のように、戦後最大規模のこの薬害になる可能性があるとは私は思います。こういった現状を知りながら、野洲市のホームページには、接種の際はリスクについて正しく理解した上で判断してくださいねと書いています。いろいろリンクがついているんですけども、厚労省のリンク、それから日本小児科学会のリンクです。これ、さっき飛んだら、もう全部推進、推進のリンクなんですね。書いてあるのは、先ほども読んだように、リスクありますよ、リスクありますよと言っているだけのことです。基本的にはめっちゃ効果あるので、打ってくださいというような内容になっています。ただ、この中長期的なリスクというのは全く検証されてないと思います。さらに、このリンク先も小児学会って別に公的機関じゃないですよ。厚労省のリンクだけだったら分かるんですけど、何で小児科学会のリンクなのかなというところも含めて、ちょっとよく分からなくて、そのリスクを正しく理解するというのはどういう意味で書いておられるのか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 先ほど来お答えしておりますように、安全性と副反応等についての情報発信を行っていくという意味で、別に推奨団体だけを選んでいたりとかそういうことではなくて、公的機関へのリンクを貼って、リスク情報についても把握をさせていただけるようにしているということと、小児学会、ここにリンクを貼らせていただいているのは確かに公共機関ではありませんけれども、公的団体ということで、長く小児医療に精通している実績ある団体で、公的機関と同等の取扱いということでリンクを貼らせていただいております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 厚労省も小児学会もそうですけれども、推奨団体のことだけ貼ることが正しくリスクを伝えることが正しくリスクを理解することなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 推奨団体、あるいは反対をされている団体とかそういった観点で見ているのではなくて、あくまでも公正、正確な情報提供に努めていると、そういった意味で、公的団体へのリンクを貼らせていただいているものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ここにおいても、数字とかそういう図であったりとか、一目でこの状況が分かる、リスクが分かるものというのは一切ないんですね。なぜ、そういった一目で分かるような分かりやすい資料であったりとかリンク先であったりというものがないんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 今、担当のほうからはもう一度厚生労働省のそういう認定状況等、分かりやすいページへのリンクについては考えたいといった話も出ておりますので、再度そういった部分については議論をしていきたいというふうに考えています。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 本当に良心に従ってやってくれたら多分ちゃんとできると思うので、お願いしたいところです。

次、4番へ行きます。

市が参考にした文書に赤ちゃんから子どもに対する安全性について言及されたものは見当たりません。市は子どもに対するmRNAワクチンの安全性に対する知見を持っているのか、実施者としてですね。また、子どもにおける新型コロナワクチンの中長期的な安全性のデータや書類等、例えば厚生労働省から、これは大丈夫ですよとか、そういったものがあるのか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 先ほども申し上げましたけれども、市といたしましては、厚生労働省から発出される情報の共有、あるいは同省のホームページ、またこれまでの厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料の確認等、これについては、随時行っておりますけれども、中長期的な安全性のデータ等については、これは国の責任において検証、整理されるべきものと考えておりまして、市が独自に知見やデータをまとめるといったことは行っていません。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 独自じゃなくてもいいので、見当たりましたかというところで確認をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） そのあたりについては、随時確認はさせていただいてお



ります。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） あったということですか。中長期安全性のデータやそういったものが、安全ですよというものがあったということですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチン接種の推進を止めるような情報は見当たらなかったということです。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 子どもにおける新型コロナワクチンの安全性を保障したようなデータや書類等は確認できましたか。なかったら、もうないとか、分からないとか言ってくださったら構いません。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 安全性というか、子どもにワクチン接種をすることによって危険であるといった情報はなかったということです。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） そのまま答えてくださったらいいんですけど、安全だという文章、文言が確認できているのか、それとも治験中なのか、分かりませんなのか、そこはこれからですという話なのか、どうですかということ。これはこれから打つ人に対する答えだと思ってください。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） あえて一例を申し上げますと、例えば分科会の資料ですけど、現在のワクチン接種体制に影響を与えるほどの重大な懸念は認められないといった意見はついております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） これ、答えられないということはないということなんですね。安全だということは誰も言うておりません。これを言っていたら、大変なことになるので。そういった認められないとか、そういったものは分からないということですね。ということとをちゃんと皆さんに理解していただくというのも1つかなと思います。

5番目へ行くと、そうした子どものワクチン接種に対しては分からないんですね。まだそれは分からないんだから認められませんよね、何か起こってからしか止まりませんから。

ただその分からないということをしっかり周知するというのが大事かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） リスクについても周知が必要というふうに考えておりますので、本市ではこれまでどおり、国や県等の公的な機関が調査、公表を行った情報を基に、必要な情報については提供をして参ります。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 先ほど、協議してくれると言ったのに、これまでどおりなんですか。これまでどおりではあきませんよと言っているんですよ。そこは理解していただいていますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ホームページのリンクの貼り方等情報提供の仕方については、どういったやり方があるかというのは、確かにおっしゃるとおり、もう一度内部で議論はさせていただきたいというかふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ちょっと6番はもう飛ばします。

7番、全国的にこれだけいろんな被害が出ているという中で野洲市では現在どうなっているのか、こういった各種専門機関や厚生労働省のコールセンター等、正確な情報を市に提供されているか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 本市におきましては、ワクチン接種前の不安であるとか、あるいは接種後の副反応に関する相談等、随時いただいておりますけれども、特に集計等は行っておりません。ただ、接種後の健康被害の相談については、これは必要に応じて、予防接種健康被害調査委員会にお諮りをして、必要であれば、予防接種健康被害調査委員会にお諮りをした上で、厚生労働省へ進達をさせていただいております。

一方、滋賀県が設けている専門相談窓口からは、野洲市に対して、県内の相談件数の情報提供等がございますけれども、厚生労働省のコールセンターからは特に情報提供といったものはございません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 集計ができていないというところで、厚労省からも来ていないというところなんです。この委員会の稼働状況はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 委員会については、厚生労働省への進達案件が発生した都度、随時開かせていただいております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 何件ぐらい稼働しているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 調査委員会に何件かまとめてお諮りしたりとかしておりますので、ちょっと正確な開催回数を覚えておりませんが、厚生労働省への進達につきましても、現在9件行なっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 現在9件ということですが、ワクチン接種室のホームページ等に救済制度とか支援金、そういった後遺症とか、こういうちゃんとした具体例を挙げて相談窓口をつくるというのも1つかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） これは議員おっしゃるとおりだと思います。そういったことについてもちょっと検討はして参ります。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 関連してなんですけれども、実質、接種自体もやっていただいている市立野洲病院の実施主体者として、かつ、お医者さんとして、今、前川管理者がいらっしゃるの、その立場でこの接種に対する情報公開のあり方とか何か思われるところがあればぜひ聞かせていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの田中議員のご質問に対して、私の考えを述べさせていただきます。

1つは、多分国による副作用も含めた、死亡例も含めた調査が十分行われていないと、今現在途中であることが1点と、もう一つは新型コロナウイルスに関して多くの、世界中でいろんな研究が行われているんだけど、いろんな玉石混交といったいろんな情報があって、

多分恐らく、一般の市民の方もいろんなネットとかでいろんな情報にさらされて、どの情報を信じていいかどうか分からないというのが現状だろうと思います。その意味でいうと、当然このワクチン接種は任意接種ですし、リスクとベネフィット、すなわちワクチンを受けることで被害はある可能性と、逆に受けることで感染予防というよりは主に重症化予防、感染するのはするんですけれども、私どもが病院で診てみますと、やはりワクチン接種をしている方は重症化しないことは十分経験しておりますので、その意味では意味があるんだろうと思います。

それに関して結局、65歳以上であるとか有病者であるとか、そういう患者さん、あるいは住民と、また若い子どもを含めた方でどれぐらい重症化率があるとか、そういうことも含めて、接種することが望ましいわけで、そういう情報を本当は国がきちっとやるべきことだと思いますが、今、田中議員が言われたようになかなかうまく住民がその情報にタッチできないのであれば、市としては、やはりそういう情報も公開して、選べるような、考えられるようなものも必要だと思いますし、先ほど言ったように、あまりにも多くの情報が流れていて、逆に打つ必要がある人が怖くて打てないといったことも起こっているのです、そういう意味で、情報をなるべく発信していくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ありがとうございます。

現場のそういったことも、声とかも含めて、市内でこの垣根を越えて、市民の健康のためにこちらも取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、部長、いかがでしょう。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 今の前川病院事業管理者のご意見も踏まえまして、対応については考えていきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） それでは、9点に行きます。

国の制度で、こういった症状の方が認められてきているか、重篤副反応であったり後遺症であったり、こういったことをしっかり公表することで、もしかしたら、まだ実際の調子が悪くなっていて、それがワクチンの本当は被害救済措置であるのに、それが受けられていない方とかがいらっしゃる可能性は非常に高いのかなと私は思っております。そう

いった方々のために、そういったことを周知したりすることで助けられると思うんですが、その取り組みに関しては、担当課としてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ワクチン接種後に何らかの異常、体に異常を感じられた方というのは、基本的にはかかりつけ医とか、あるいはワクチン接種室、または県にそういう窓口がございます。そういった部分について、大体ご相談はいただいているのかなというふうには考えておりますけれども、副反応が疑われる主な症状につきましては、ワクチン接種時、接種券の送付時にも情報を提供しておりますし、実際これまでに国で副反応として認められた症例、アナフィラキシーショックをはじめ、手足のしびれ、あるいは心不全の増悪といったのが挙げられます。また、ワクチンとの因果関係は必ずしも否定できないといった理由で認定されている事例もありますけれども、先ほども申し上げましたように、厚生労働省の認定を受けられた症例等につきましては、なるべく見やすいリンクになるように、ちょっと今後あり方は考えていきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ぜひ改善をお願いします。

最後、10番へ行きます。

努力義務ではなくなった部分に関しての話です。努力義務というのが国から設定されている以上、市が接種券を渡していくということはよく分かるんですが、そうでない場合に対しては、申請制でいいのかなと思うんです。他のいろんな疾病の予防であったり、予防接種等々、これ、努力義務でない場合は接種券を送っていないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のちょっと整合性というか、なぜ申請制ではいけないのかというところで聞かせていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 事務的な話をすれば、申請制にすると非常に手間がかかる、事務手続としてというのがあるので、野洲市としては、努力義務以前、最初から、新型コロナウイルスワクチン接種の開始当初より接種券及び関係資料を対象者の皆様に送付をさせていただいております。その中で接種をご希望の方は、手元に届いた接種券を利用して、ご自身の判断のもと、接種をいただいているんですけど、今回、対象者全員に必ずしも送っているわけではなくて、直近の接種機会にワクチンを接種された結果、手元に現在接種券がない方、直近に接種をされているわけですから次回も接種を希望される可能性が非常に

高い方であるというふうには判断してはいますが、この方々に対して新たに送付をしているものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、そうではない、直近接種していない方というのは、申請したらその資格というか、券がもらえるというような形になるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 前回、どこかの段階で接種券をお送りしていますので、もしそれを手元にお持ちであれば、それを使うことは可能です。ただ受けられていない場合は破棄をされているといったことも想定されますので、もう既に手元に接種券がなくて、でも今回は打ちたいよという希望される方については、申請をいただくことで再交付をさせていただきます。

○3番（田中陽介君） 終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第4号、第17番、岩井智恵子議員。

○17番（岩井智恵子君） 第17番、新誠会、岩井智恵子でございます。

1項目、市民の切なる声と守山野洲医師会、そして野洲市民病院について質問をいたします。

私は議員として約10年になりますが、最初からこの野洲市民病院の問題については、議員間や市民の間も二分されていた状況でした。それぞれの思いで議論を闘わせてまいりました。今年の第2回定例会には、野洲市民病院整備に関わる調査費用や整備工事費用が計上され、議会で可決されました。早々に「機関決定された。令和8年開院」の言葉が報じられるようになりました。議員構成により、たとえ1人の差があっても、議会で可決されたのには違いがありません。

しかし、市長は、今となっては二転三転しながら、熟考と称した4か月間は特定の人にしか相談をせず、結果的に市民病院の着地点はプール跡地といたしました。駅前に病院を建設する案は、令和2年の市長選で軍配が上がったことにより、多数の市民が駅前病院には反対と主張し、賛同を得ているとおっしゃいますが、一概にそうとは言えません。大勢の市民が「今の市立野洲病院を稼働しながら、半額で建て替える。身の丈に合った病院建設を」、この公約を信じたからに他なりません。今の時点で、あえてこの問題を言うことはないと思いますけれど、それなりの理由があって質問をしています。

第1問、市長や執行部の皆様も承知しておられると思いますが、「駅前に新病院を実現

する会」の皆さんは、猛暑にもめげず、チラシの配布や街頭演説を日々されています。日増しに市民のほうから賛同の声が高まっているやに聞き及んでいます。いまだにですよ。市民は病院問題に無関心な方もおられますが、現在でもほぼ二分していると私は思っています。今となって、今さら何を言っているのかと罵られそうですが、私は市民の代表の一人として、あえて申し上げます。今後の経営面からも含めた、こうした不安要素や憤りを感じておられる市民が大勢おられることを肝に銘じていただきたい。この状況をどう感じておられるのか、市長にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

まず、「駅前に新病院を実現する会」が活動を続けておられることにつきましては、私はまだ直接にお見かけしたことはございませんが、知人から伝聞して存じさせてはいただいております。しかし、その方々への理解者が日々増えているようなことはないと思っております。今においては、多くの市民が総合体育館東側市有地で決着したことにご納得をいただき、本市の地域医療施策がようやく動き出したことにご安心いただいているものと認識しております。

なお、病院の経営に対しましては、今も病院事業管理者や病院長を筆頭に、職員が日々努力をして、その基盤の確立に取り組んでくれているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今おっしゃったように、事業が動き出したという中でこのような質問をするのもおかしいかもしれませんが、この声は、本当に私もいっぱいマイクを持ってしたんですけれども、「チラシを頂戴」とか、わざわざ寄ってきて「頑張りや」とか、そういう声が上がっておるのも事実ですし、毎日、この暑い中、活動しておられる、駅前に病院をとという会の皆さんの声も実際聞いておりますので、うそをこんなところで言う私も意味はないと思っておりますので、そこは市長、ご自身が、やはりみんなの賛同を受けて市長になったんだから間違いはない、今、事業が動き出したからこんなことはない、そう思っておられるかもしれませんが、やはりそういう市民が半分とまではいかないか知らんですけれど、やっぱりいらっしゃるといふ。税金をこの野洲市に納めて、同じように野洲市のことを心配しながら、野洲市の展望を思いながら、このプール跡地の建設について、全部が全部賛成しておられるわけではありませんので、そこはちよっ

と自覚をしていただきたいと思います。

問2に移ります。

市民の方や守山野洲医師会の先生からもお話を聞く機会がありました。先生方は、市民病院は野洲駅前が妥当としながらも、プール跡地での完成後の運営、経営についても、大いに懸念されています。大風や線状降水帯による短期間の豪雨、河川の氾濫が全国に頻発しています。近年では50年、100年に一度相場ではなく、毎年、全国で何か所もむごたらしい爪跡を残しております。そんな中、軟弱地盤、高圧電線や中ノ池川が迫り、甚大なリスクの不安は否めません。一説によりますと、ハワイの山火事も高圧電線の切断が原因と言われています。市長は、熟考後、このプール跡地を決定された理由のトップに、野洲市のど真ん中、つまり中央に位置していると言われていたと思いますが、まだまだ多くの市民から聞こえてくる不安の声、なぜ安全性が最優先ではないのでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の立地の安全性が最優先ではないのかのご質問にお答えをいたします。

ただいま申されましたご主張については、これまで何度も何度も、しかも科学的な根拠をもって、市民の皆さんにご説明をさせていただいてきたところがございます。それらを踏まえて市議会でも予算をお認めいただいたところであり、かかる機関決定に従って、執行部は事業を推進させていただいているわけがございます。岩井議員もこういった採決に参画いただいていたところであり、ただいまのようなご質問をいただいたことは、大変遺憾と感じるところでございます。

また、ただいまのご質問の中で、「軟弱地盤、高圧線や中ノ池川が迫り、甚大なリスクの不安は否めません」との発言がありました。繰り返しにはなりますが、私はこれまで市民が不安を抱かれないように、科学的な根拠をお示ししながら、丁寧な説明をしてまいりました。中ノ池川周辺には多くの住宅があり、当該河川は県により10分の1確率で整備をしていただきました。また、高圧線の近くにはなかよし交流館やぎおうの里が現存しており、不安をあおるような発言は控えていただきたいと思います。

岩井議員は具体的に、どのようなリスクがあるのか、自らその根拠を詳細に示していただいた上で質問していただきたいと思いますと強く希望するところでもあります。市会議員、いわゆる公人として、本会議の場で市民の不安をあおるような発言は極めて不適切であると思いま



すので、一言付け加えさせていただいて答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 市長のおっしゃるのも、確かにこの頃では地質調査などされている中で、確実な根拠を持ってお示しをしている、丁寧な説明をしていると言われてはいますが、この丁寧な説明についても、ちょっと私もずっと疑問を持っておりますし、市民の方には何か所かでそういう説明を標準書かなんかをお見せになって、この前5か所か6か所で説明をされたときも、その入口で資料を渡して、さあ皆さんこういうことだと、もう専門の方に示すような内容の細かい、文化ホールでも見えへんような細かい資料でもって、だーっと、もう一方的に説明をされましたけれども、それで市民が皆、理解しているとか、そういうなんは、思い上がった考えだと私は思っておりますし、昔から沼地であるところについては、ただこの予算が認められて、きちっと地盤調査ですか、それをされて、本当にきちっとした形で市民にお示しになっているのでしょうか。まだされてそんな日もたたないのに、絶対的なものは、私は市のほうがないと思っています。まだまだその市民に対しての説明が不十分なのか、市民の中でもいっぱいそういうことを思っている方もいらっしゃるのでは、私は市民の代表の議員の1人として、賛成側に立つだけでなく、こういう問題点についても、やはり正していかなければならないと思っております。

再質問いたします。

守山野洲医師会も懸念しておられるように、沼地の埋立て、今言われたばかりですけれども、沼地を埋立てた軟弱地盤や高圧電線の懸念は払拭できているものではなく、私も何度も一般質問で言いました。これは今、市長が、そういうことはない、議員として、もうちょっとそのあたりはきちっと理解をして、皆さんの前で公言するときは、それなりのものを持ってほしいということを指摘されたんですけれども、市長自身、Bブロックに決定されたとき、地盤の観点からも、プール跡地は候補から除外されたところ。ましてや、近年の予想だにしない大水害、こうした見舞われ方、本当に安全と言い切れるのでしょうか。市民の方からの投稿に目を通しておりましたが、未改修の一級河川の中ノ池川の危険度を訴えておられます。

私は先日、プール跡地と中ノ池川の高低差や、すぐ下流の一級河川童子川とのT字型の合流点、地点ですね、ここを見てまいりまして、愕然といたしました。それは一級河川ですので、野洲の管轄ではありませんが、1メートル以上の木々、雑草、ツタがまとわりつき、川底の砂山には広い盛り上がった雑草の島、とても一級河川とは思えず、普通の妓王

井川のほうが広いぐらいです。本当に細くなって、草と木の山、島の中に一級河川である中ノ池川が通っておりました。こういう豪雨や氾濫に対して、こういった現状が足かせとなり、下流の田畑や地域の危険もあると痛感いたしましたところであります。一度現状を担当の執行部の皆様とご確認ください。

高低差については、そこそこありましたが、以前の体育館の改修工事に見られた地盤沈下等、課題は、今さっきも言ったんですが、地盤調査等で払拭されたのか、本当にきちっとした、払拭をされたというのをまだ徹底されていないような気がしますし、その後の予算を使って調査をされていますけれども、それが皆さんに浸透しているのでしょうか。健康福祉部政策監にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） 病院事務部長兼健康福祉部地域医療政策担当政策監の駒井でございます。

まず、いろいろおっしゃったので、すみません。ですけれども、まず私自身も童子と中ノ池の合流地点は何度も見てございます。今、市長のほうからも答弁ございましたように、計画的にしゅんせつが行われている川でございます。それから、下流の田畑への水害が心配だというふうにおっしゃっておられましたけれども、当該病院の用地に関しては地盛りがされてございますので、水害の危険性については、むしろ駅前、あるいは野洲市役所周辺よりも少ない地域でございます。これから駅前のほうの妓王井川の改修が進んでいったら、ここら辺りも安全な地域にどんどんなっていくんだろうとは思いますが、そういう状態の中でございます。

愕然とされておられるということなんですけれども、私ども最近富波甲なり、地元の方と何度もお話をさせていただいております。岩井議員、愕然とされておられるずっと前に、地元の方はもっと市に対して論理的に改善の要求とかを出してこられておられますので、地元の議員であられる岩井議員が愕然とされておられる、相場じゃないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

あと、また沼地がどうこうということに関してなんですけれども、これ、いろんな方からご意見も聞いているんですけれども、富波甲自治会館の倉庫に天保何年と書かれている古い地図であったりとか、あと、ちょっと時期は分かりませんが、青焼きでしたので、恐らく昭和の頃かなというふうに思いますが、田んぼの地籍図も残ってございます。

地元の役員の方がおっしゃっておられることは、実は8月20日に富波甲自治会館主催

の住民懇談会がございまして、そこに呼ばれて、私と市長と、政策の関係、まちづくりの関係もありますので、政策調整部長と3人で行ってまいりました。想像していたとおり、病院に対する期待であるとか、あるいは周辺開発に対する、まちづくりに対する疑問なり、あるいは一部不安なり、そういったご意見が出されていたわけですが、ちょっと驚きましたことは、その際、役員の方が中盤のご挨拶の中で、一部の市民や議員が我々の地域を危険で不便な場所だと誹謗宣伝されていることに怒りを覚えるというふうにおっしゃっているんです。それから、申し上げたその冨波甲自治会館にある天保時代の地図であるとか、あるいは昭和の頃の地籍図だと思われるものに関してみますと、ずばり、今の今度の計画地が沼地なのかということ、非常に疑問すら持つような状態です。

我々の職員の先輩の中にも、当時、あそこは沼地だったとおっしゃる方もおられるし、いやいや美田であったとおっしゃる方もおられます。私、詳細については、実は存じてないので、分からないんですけれども、いずれにしろ、何らかの余談がこの中に、そういったご意見の中に、岩井議員のご認識の中に、何らかの余談が存在していることは間違いないのではないかなというふうに思うところでございます。今、市長が、公人としてのご発言の話をされましたけれども、それはそういうことかと思えます。

あと、何をおっしゃっていたかと、すみません。あと、重要なことでございますけれども、地盤調査の結果につきましては、速報でたしか5月頃だったかと思えます。速報で5ポイント全てが出そろいました段階で全協か何かでリリースをさせていただいた。それと同じ頃に、住民懇談会を野洲文化ホールで開催をさせていただいて、そこでも資料を配布させていただきました。

今の岩井議員からのご質問を聞いていると、どうしたらいいのかなというふうに本当に思うんですけれども、詳細な資料を出すと細かくて分かりにくいとおっしゃるし、分かりやすい資料を出すと信憑性に恐らく欠けるとおっしゃるんだろうと思うんですね。そこらあたり、確かにセンスが問われるところかと思うんですけれども、職員が頑張って、市民にご理解いただきやすいような資料を作って、何度も改良を重ねて、決裁の最中に私も指示しましたし、何度も改良を重ねて作った資料を先般の全協なり市民懇談会なりでもお示しをさせていただいたようなところでございます。答えになっているかどうか分かりませんが、以上のようなところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 私も指摘をされておりますので、本当に昔からいたわけでも

ないので、沼地でなかったかもしれないと言われると、そこまでちょっと分かりかねますけれども。

では、次、3に行きます。

現在、野洲市ホームページでは、令和5年2月の計画概要書が記載されていて、急性期病棟50床、維持期病棟50床、地域包括支援ケア病棟49床、回復期病棟50床となっています。その後、令和5年5月の要求水準書案では、急性期病棟外科系が30床、急性期病棟内科系が30床、維持期病棟40床、回復期病棟50床、地域包括ケア病棟49床とされていますが、前川病院事業管理者は、令和4年第7回定例会の私の「維持期病棟増は経営面で足かせにならないのか」との一般質問に対して、「医師、看護師の不足の場合は少ないマンパワーで維持できる病棟である」と答弁されておられますが、今後、病床数について変更を考えておられるのか、おられるとしたら、その理由をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの岩井議員の質問3についてお答えさせていただきます。

計画病床数について変更を考えているのか、考えていればその理由についてということですが、病院の病床構成については、3月の特別委員会において、一般急性期を内科系30床、外科系30床の計60床、回復期リハビリ病棟50床、地域包括病棟49床、そして維持期病棟40床とすること、そして維持期病床の運用については、障がい者病棟と慢性期療養病床の可能性はあるが、障がい者病棟を試行する予定をしている旨をご説明いたしました。

以上、お答えとさせていただきます。

次の質問にも関係するので……。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） では、ちょっと関連していますので、問4を行います。

物価高騰や資材のさらなる上昇や不足など、思うように医師、看護師の確保が困難な場合に、医師、看護師の、いわゆる人件費を抑えられる維持期病棟増の療養型病院や療養施設になりかねないという懸念が医師会からも上がっております。今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの質問についてお答えいたします。

維持期病棟を増やすと療養型病床や療養施設になりはしないかという懸念があるとの声がある、その展望についてということでお答えいたします。

維持期病棟については、先ほどお話ししましたけれども、障がい者病棟で試行する予定を昨年度からしていたことを申し上げましたところですが、コロナのクラスター等の発生で延び延びになっておりました。そして、ようやくそれが落ち着いて、去る6月より13床で試行を開始しており、維持期を医療療養病床とする考えは、その慢性期の在宅医療を推進する国の方針や地元医師会選出の委員が、去る5月の審議会で慢性期の患者は地域で診ていくべきとのご意見を述べられたことを踏まえて、現時点ではいたしておりません。したがって、現状においては、療養型病院になってしまうのではないかというご懸念を抱く必要はないものと思っております。

なお、去る7月26日の湖南圏域医療福祉推進協議会においては、湖南圏域には障がい者病床が少ないため、当院が障がい者病棟を設置することに期待をすることが他院からもいただいている状況です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今の答弁をお聞きして、ちょっとほっとした部分はございます。ただ医師会と言われましても、これも医師会から出たお話ですが、やはり先生方もそういう説明を隔々聞いておられないという、私は今後またその質問をするんですけども、きちっとそこらが説明不足なのか、向こうがそのように対応されないのか、私には分からないですけども、医師会の先生方とお話を聞いていても、本当にちょっと釈然としないものが残っております。

次、問5、守山野洲医師会の先生方との、野洲市民病院の現況など、最近はどのようにつながりを持っておられるのでしょうか。令和4年第7回定例会の私の一般質問で、「基本計画が成立したことを受け、現在、この内容を説明させていただきたく、調整をさせていただいている」との答弁をされていますが、詰めておられるようには映ってきません。これからもますます連携が重要視されなければならないさなかに、守山野洲医師会の先生方に対して、今後、スムーズな関係をどう構築されるのかを健康福祉部政策監にお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 駒井健康福祉部政策監。

○地域医療政策担当政策監（駒井文昭君） 健康福祉部政策監兼野洲病院事務部長の駒井

でございます。

5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

岩井議員の5点目のご質問についてでございますが、令和4年第7回定例会、12月6日に岩井議員からの一般質問に対して、ただいまご質問にあったような答弁を当時の布施政策監が確かに申し述べておりますが、その後の一月後の令和5年の1月13日に、栢木市長、前川事業管理者、そして当時の布施政策監の3名が守山市のすこやかセンターに向いて、新たに策定した整備基本計画の内容を小西会長以下、10数名の医師会役員の先生方に説明をしたところでございます。詰められていないとおっしゃいますが、かなり詰めた協議をさせていただいたところと承知してございます。

その後も、整備審議会の委員に、医師会から小西医師会長にじきじきご就任いただきまして、当該5月の会議では、たくさんのご意見を賜ったところでございます。さらに、小西会長からは、湖南圏域医療福祉推進協議会の会長も小西会長はなさっておられますので、本年2月の同協議会の調整会議では、当院の病床設定、つまり先ほど前川事業管理者のほうからご説明があった、急性期を60にし、維持期を40にし、障がい者病棟を検討していくという、その内容でございますが、そういったことについてのご意見もいただきました。それを踏まえて、ただいま申し上げましたような病床設定、変更後の計画数に現在至っているところでございます。ですから、詰めさせていただいているということでございます。

それとまた、おっしゃいましたように、医師会の先生方との連携は、確かにますます重要でございます。したがって、今年度の医師会の役員改選におきましても、引き続いて、当院の福山病院長を当該医師会の副会長に就任いただき、公務で医師会副会長の役割に対応いただいております他、先日も医師会の定例会、年に2回ほどあるんですけど、で当院の在宅支援入院について担当課長をして、ご説明をさせていただいております。機に依じて、当院のPRなどに大変医師会のほうにご協力をいただいております、感謝申し上げているところでございます。

ちょっと長くて、恐縮でございますけれども、次に、スムーズな関係、スムーズな関係ということでございますが、我々中核病院として、スムーズな関係ということになりますと、地域の先生方との患者の紹介、あるいは当院からの逆紹介、これがスムーズな関係の最たる指標になるわけでございます。それで、その指標、数値について申し上げたいと思っておりますけれども、まず、開業医の先生からの入院紹介の患者数の年度別推移についてござい

ますが、年度ごとに申し上げますと、令和2年度301件、令和3年度309件、令和4年度296件、令和5年度、今年度でございますけれども、令和5年度は在宅支援入院、いわゆるレスパイトの促進を図ったこともここに寄与してございますけれども、4月から4か月20日たちました8月20日現在で、既に138件、365日に換算しますと355件と見込まれるところでありまして、守山市、あるいは野洲市を含め、地域の診療所の先生から、安定的に多くの入院紹介や検査の紹介を頂戴しているところであり、医師会の先生方、医師会とは十分つながって、スムーズな関係が保たれているということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 医師として、この患者さんに迷惑をかけるわけにはいかないので、このことはきちっとされていると思うんですけども、じゃ、なぜ医師会のほうからも釈然としない、そういうような内容のご意見がいまだにあるのか。また、問6も一緒になっていますけども、患者さんから実際わざわざ聞きにこられるんですよ、今、野洲病院どうなってんのやと、貼り紙がしていると、医師会と野洲はどうなってるとそういうことも、やっぱり聞かれるんですね。だから、先生がいちいち1人ずつに言うておられなくても、病院の中にもう貼り紙がしてあると。そういう中で本当に皆さんの意思が、野洲の今、駒井健康福祉部政策監が言われているような内容で納得をされていると私は到底思えないし、いろんな意見を聞く中で、やっぱり沼地のことも言うておられます。

そして、何よりも一番言うておられるのが、本当に今のプールの跡地で、採算が合うところまでは皆、市民病院というのはそんなもうかるところではないので、合う、合わないにしても、本当にやれるのかということをご心配していると、本当にそれはもう口をそろえて言われます。じゃ、スムーズにいつているのであれば、どうしてそういうちぐはぐさが残るのでしょうか。私はそういうところも実際聞いているので、うわさ話で聞いているわけでもなし、直筆でも頂いているので、そこらを市民の代表として、市民からも多くその声を聞いているので、やっぱり代表とすれば、賛成ばかりじゃない。こういう意見も言う議員もいてもいいのではないかと、私は勝手に自分のことを思っております。

医師の中から、医師会の意向抜きと言われても致し方ない。これはそっちも出ています。できるだけ早い段階で、全員協議会でも、やはりその都度こういうことをしたと、こういう話までちゃんと医師会と話し合ったということを私はこれからも言うてほしいと思いま

す。やはり、医師会の先生方も納得されて、この新しい病院に向けた、そういう動きをしてほしいですし、執行部の皆さんもそのほうが気持ちがいいと思いますし、野洲市のために、ぜひそうであってほしいと私は願っております。

では、次に行きます。

2番目、野洲市の空き家対策について。

栢木市長のマニフェストに、暮らしと福祉の充実「住んでよかったまちに」、活力の創出「住んでみたいまちに」、教育・文化の振興「住み続けたいまちに」等を挙げておられますが、無論それは野洲市の職員全員が目指し、実現すべき目標であります。これは人が住む場所があるのが前提であります。しかしながら、ある団体の方から、野洲市は市民病院問題をはじめとして、近隣市町と比較して不安定な情報が多く、さらに人が住むための家に関しては、その取り組みは滋賀県で一番遅れており、対策をしていない現状という厳しい話を聞きました。

さて、地域の自治会の重要問題の1つに、空き家対策がございます。関係団体の調査によりますと、野洲市内の自治会で、この空き家対策問題に危機感があると感じているのは7割以上を占め、マンションや新興住宅地などがあるところも踏まえると、古くから存在するほど、全ての自治会での重要課題といえます。

問1、そこで、市長にお伺いします。空き家対策は、多くの課題もさることながら、放置され、朽ちてから多くのお金や時間をかけるより、活用できる間に対策をすれば、地域の宝ともなり得ます。市長として、空き家対策推進をどのように考えておられるのか、あるいはどのような方針を指示しておられるのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

本市では、平成30年3月に野洲市空家等対策計画を策定しており、本市の空き家などの現状を踏まえ、空き家などの対策を効果的かつ効率的に推進するために基本方針を定め、取り組みを進めるよう指示しております。

この基本方針の1点目は、問題のない空き家などの管理が徐々に難しくなっていく、問題のある空き家などに、さらには特定空家などにならないよう、所有者等の意向を確認しながら管理指導を行うなど、予防策に取り組むことです。

2点目は、適切な管理が行われていない、結果として安全性の低下や公衆衛生の悪化等を生じさせている、あるいは生じさせるおそれのある問題のある空き家などについて、所



有者などを特定し、特に問題の解決に向けて取り組むことです。また、生活環境に悪影響を及ぼしていると判断される特定空家などについて、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、助言や指導などの措置を進めていきます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 時間の関係で問2に行きます。

この空き家対策の一般質問は珍しいことではなく、近年の定例会会議録を見ておきますと、平成30年度、令和4年度、令和5年度の定例会でも取り上げられております。野洲市の空き家対策が積極的でない理由として「野洲市及び湖南地域では、民間の不動産業者等によります企業活動が健全に活発に行われていることが表れている」と回答されています。この間に隣の守山市では400件弱、草津市では800件程度の空き家があり、草津市に関しては6年前の340件から倍以上に増えています。国交省の定義する野洲市における現在空き家の件数は何件でしょうか。都市建設部長にお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、岩井議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

野洲市では空き家の全戸調査を実施しておりませんで、具体的な戸数というのは現在、把握をしていないというのが状況です。ただ、参考とはなりますけれども、総務省が実施しております住宅・土地統計調査、これによりますと野洲市の一戸建ての空き家は630件ということ把握しております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 再質問いたします。

空き家の全数調査を実施していないとおっしゃいましたけれども、全数調査を実施する予定はあるのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 空き家の全戸戸数の調査ですけれども、これも当然予算を確保して調査をしないといけないという内容でございます。これは本市の空き家対策の必要性というところをしっかりと確認した上で、この検討手法、あと予算確保というところには努めていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 再々質問に行きます。

空き家の調査についても、当職員にも限度があります。少ない職員でこれだけの仕事は大変と思いますが、調査はどのような方法でされるのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 調査そのものにつきましては、必要性がしっかり確認できた後、予算の確保ができれば、当然委託をするという形になりますけども、その前にまず空き家対策の必要性というところをしっかりと確認した上で、調査の必要性というところをしっかりと確認した上で動きたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 答弁だけでなく、しっかりとそこらはしていただきたい、確認をしていただきたいと思います。

問3に移ります。

6年ほど前の2017年、平成29年2月に、当時の会派構成の視察、今の会派ではありませんが、前会派の視察で「まいばら空き家対策」について学びました。目からうろこが落ちるとは大げさですが、物事を固く考える傾向にある私は、視界がすっきり開けた感触を覚えました。その当時は、米原のほうの空き家対策の活動開始から2年目でしたが、その専門担当者は1人でした。場合によっては、担当部署から職員が同行、応援する形で活動されていました。めげずに業者とも密に連携しながら、新しい住民とのかけ橋をし、その効果は1世帯から従業員寮まで広がり、空き家の再生には家の所有者も含め、自治会長も協力、人口増につなげ、寂しい地域に活力を見だし、現場の画像を取り込んだ説明を受けました。現在でも、その効果は発揮され、県下でトップ、日本でも上位だそうです。

これは発足間もない米原市の空き家対策の事例ですが、お聞きするところによると、現在のコンセプトは空き家を減らすこと以上に移住者を増やしたり、地域の人の活躍の場になるよう設定し、不動産業者でなく、まちづくりやNPOなどの団体に委託され、官民連携での空き家対策、まちづくりをシティーセールス課が担当し、その部署が市の情報を全国へ発信しています。ここでは、空き家の移住施策として、現在進行中のものを含め、こ

れまで50以上のプロジェクトをされてこられました。

そこで、野洲市の魅力を発信するきっかけとなる空き家の対策を民間と協働とする効果や効率は十分あると考えられますが、野洲市の場合は何をコンセプトに、今後空き家対策を従来どおりの課で行うのか、あるいは専門員を置き、部署との連携を重視されるのか、今後についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、3点目空き家対策のコンセプト等についてご回答させていただきます。

1点目の市長でのご質問でもお答えさせていただきましたけども、野洲市における空き家対策のコンセプト、これにつきましては、「問題のない空き家等」が「問題のある空き家等」、さらには「特定空家等」にならないように、所有者等の意向を確認しながら、あくまで予防策に取り組むことというふうに考えております。また、「問題のある空き家等」、現時点で問題になっている空き家等につきましては、これは所有者を特定しまして、特に問題の解決に取り組むことと、これがコンセプトというふうに考えております。

米原市のほうでは、空き家対策とあと移住施策、これを絡ませた成果を収められているということですけども、本市では現時点で移住施策の一環としての取り組みというのは行っておりませんで、専門的な相談を宅地建物取引業者等の関係事業者団体などと連携できるように、野洲市空き家バンク、これを今年度に設置いたしまして、特定空家の対策に努めていきたいというふうに考えております。

なお、本市の10月1日を基準としまして、国の基幹統計調査であります住宅・土地統計調査を実施する予定になっております。この調査では本市における空き家数だとか空き家率、これも明らかになるということになっておりますので、その調査結果も参考にいたしまして、複数の部署による横断的な空き家対策に取り組めるよう、部署間の連携というのも十分に図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 再々質問です。

この空き家バンクという言葉は野洲ではあまり聞かないんですけれども、野洲の空き家バンクについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 空き家バンク、これは滋賀県下でもかなりそれぞれの基礎自治体で設立されているものでして、市内では野洲市もかなり遅い設立ということになっております。その内容ですけれども、空き家対策としまして、空き家を売りたい、または貸したいというような所有者の方、それらの物件を市のほうに登録いたしまして、市はホームページ等にその情報を公開します。その情報を見ていただいて、買いたい、借りたいというような希望の方との橋渡しをするというのがこの空き家バンクの中身になっております。その運営に当たりましては、滋賀県宅地建物取引業協会、ここと連携いたしまして、空き家の募集、相談の対応であったり、あと物件の登録の数、利用者の情報提供等を行うというようなものになっております。

本市と先ほどの滋賀県の宅地建物取引業協会との間で、「野洲市空き家情報バンクの運営に関する協定」というものも締結しております、そこで本市に登録された空き家の所有者と利用者の希望者、そういうところの仲介というものを同協会で行っていくというようなそういう取り組みになっております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 業者の方に聞いておりますと、野洲市は一番最下位のほう、そういう活動がなかなかスムーズにできていないということを伺っていたんですが、そういった中で、こういうバンクを設置して、一挙にできるものなのか、ちょっと不安もありますけれども、ぜひ頑張ってやっていただきたいなと思っております。

私ちょっとミスプリで、問4を飛ばして、問4をなくしていたみたいで、問5に行きます。

現在自治会が困っておられる空き家、近い将来不安や単身高齢者のおうちに関して、地域から空き家問題をなくすために活動している団体からの報告では、市内15自治体を回り、このような空き家は145件点在するようです。また、市街化区域、市街化調整区域にかかわらず点在しており、草津市、守山市も同様です。

こういった調査には地域や福祉団体の協力が必要というのは、今回、法改正の内容にも含まれており、また空き家に関する専門的な知識や経験も不可欠であると考えます。さらに調査後の管理や活用に関して、問題を予防するという観点から、地域の複数団体を巻き込み、策を講じることも重要な観点であります。野洲市の場合は、空き家対策として、今も言いました調査、管理、活用といったことをどのようにされ、またどのような意味のあ

る啓発活動をされるのか、お伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） そうしましたら、空き家対策における調査、管理、活用についてご回答させていただきます。

まず、空き家の調査につきましては、これまで定点調査であったり、先ほど申しました国の基幹統計調査の結果、これを参考にしまして、まず追加の調査が必要となるかというところをしっかりと考察していきたいというふうに考えております。

次に、管理面でございますけれども、地域住民にもご協力をいただきまして、単身・高齢者の世帯や空き家を含む地域資源などを住宅地図に落とし込みまして、自治会で活用していただくという見守りマップ、これの作成を進めております。このマップの作成によりまして、今後空き家が増えていくことを自治会や地域住民にまず認識をいただくと、そういうことをもちまして、空き家、持家の説明会、あと個々の状況に応じた相談支援を実施することで、管理不完全空き家の発生抑制につながるものというふうに考えております。

最後に活用の面でございますけれども、こちらは先ほど申しました今年度設立する野洲市空き家バンク、これと情報共有を図りまして、空き家の所有者の意向と活用希望者のニーズをしっかりと把握しまして、今後の対応の必要性というのを考えてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今、見守りマップについて言われましたけれども、これちょっと議会でも話を聞いたことがあると思いますが、しっかりとこの内容を私も理解していませんので、ここで詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ちょっと今、手元に資料がないので、詳しくはお伝えできませんけれども、自治会、タウンミーティングなどに行って、見守りマップを作りませんかというお声がけをする中で、地域のいろんな資源とかりスク、そういったものをいろんな形でマップに落とし込んで、それぞれの自治会で共有をいただくということで、具体的には、例えばひとり暮らし老人の方がここここにお住まいですよとか、あるいは災害時にちょっとリスクが発生するようなところはここここにありますよとか、自治会によってそのマップに落とし込む情報というのはいろんな形があるんですけれども、そういった情報を基に、いろんな対策、地域の、いわゆる助け合い、見守り活動、あるいは災害時

の避難行動等に結びつけていくということで、取り組みをしていただいているといったような内容のものです。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

では、問6になりますけれども、米原市では、「空き家は放置すれば負の遺産」、いわゆるマイナスの遺産、「活用すれば地域の宝」をスローガンに、空き家活動を推進しておられますが、人口減少や高齢単身世帯の増加、そこに加え、物価高騰、資材不足等、また人件費の高騰などがあります。新築のマイホームも得がたく、空き家への移住希望も年々増加傾向にあります。というのは、やはりこれだけ物価も上がり、住みにくい世の中になってまいりますと、新築というより、今、空き家が見えるものならこれを利用して、しっかりとその住まいに決めていく移住者も大変多いということを伺っております。空き家対策を見直し、担当部署や関係者の連携とアピール、工夫や熱い気持ちがあれば、人口増やにぎわいのまちは夢ではありません。他市に学ぶことも大切です。空き家対策の展望を最後にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問にお答えいたします。

本市におきましては、まずは空き家調査をしっかりと進めるということに加えまして、地域住民のご協力を得ながら、見守りマップを作成することで啓発を促していくということと、あと今年度設置いたします野洲市空き家バンク、ここで空き家の活用ニーズをしっかりとまずは把握するということが重要だというふうに考えております。その上で野洲市空き家等対策計画、マスタープランですけれども、こちらの計画と照らし合わせまして、状況によっては改定しながら地域の変化に応じた対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） では、次、最後に行きます。

では、3項目め、カーブミラーの点検についてお伺いいたします。

過日、一般市民の方から、カーブミラーについて、「自宅近くのカーブミラー、やや高さが低いんですが、よく曇り、時々拭いてはいるが、点検はどのようにになっているか」とのご指摘を受けました。そういえば、最近カーブミラーの不具合を感じていなかったのも、

すぐに自身の住まいの学区をほぼほぼ点検してまいりました。結果は思った以上に用をなしていないことが分かりました。ちょっとショックでした。全部で何か所かとの件数は確認していませんが、不具合は3分の1程度を占めていたと思います。何か所かメモを取り、スマホに写真で収めてまいりました。

問1、担当課ではどれぐらいの間隔で、例えば半年ごと、あるいは1年ごとの点検をされているのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 岩井議員のカーブミラーの点検についてお答えいたします。

カーブミラーの点検につきましては、職員が毎月1回の道路パトロールを実施しております。道路の点検の中には、カーブミラー等の道路の附属物、こちらの目視点検も含んでおりまして、不具合を発見した際には速やかに対処しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 今、毎月職員がパトロールをしているとおっしゃいましたが、これはカーブミラーを見ておられるのではなくて、道路のことですか。カーブミラーを見ていらっしゃるなら、これだけの割れたものだとか曇りだとか、私も見てびっくりしたんですけど、こういう現状を気づかないのはちょっとおかしいと思うんですけど、毎月の意味が私にはちょっと甘いんじゃないかなど。実際、止まって見たら、左はうまく道路が映り込んでいるけれども、左は全く入っていないというのがあるんです。た一つと回っているのではミラーの不具合は発見できないと思います。そこをちょっと1か月1回の内容を絞り込んでほしいと思います。

問2、実際はカーブミラーのひび割れ、全体のさびつきがひどく、おまけに映し出す用途が全くない場所に設置されているのが3か所ほど、また電柱や木の枝に邪魔され、全く道路が見えない。ミラーの曇りや薄黒く変色。よく事故に結びついていないことに疑問すら感じたほどです。ましてや、冬は霧もかかるので、早々に点検を希望しますが、特に危険なカーブミラーについてはどう対処されるのか、具体的にお示しいただきたい。即答は無理でも誠意を持って答えてほしいと思いますが、今後の段取りについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 今後の対応を含めまして、ご回答させていただきます。

現在、野洲市が管理しているカーブミラーですけども、全数を把握しておりまして、市内に1,004基ございます。議員がご指摘されるようなカーブミラーの不具合がございましたら、道路パトロールによる点検、もしくは市民の方、地元の自治会からの通報を受けまして、速やかに現場を確認した上で修繕や取替え等の対応をしているというのが実態でございます。

ただ、カーブミラーにつきましては、野洲市以外にも自治会や個人が所有しているものも数多くございますので、不具合が確認されたり、もしくは通報がございましたら、市としましても、所有者を確認するなどの、間に入るような適切な対応をさせていただきたいというふうに、そういうことで対応したいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子君） 私も見回って初めて分かったんですが、今、昨今にできた傷だとか曇りでは全くなく、もう何年も放置されているような感が私には受け取れたんですね。ですから、自治会なら自治会のほうにきちっと申出をされて、私個人の案ですけども、県下一斉の掃除であるとか、そういうときには皆さんが寄りますから、そういう点検をして通報するとか、自治会に頼んでおいて通報待っているようなことではなかなか、現状が本当にひどかったです。もうえーつという。そして、道路が映り込んでいないのが多数あります。そういう現状では、命を守るためのミラーが命を守れない。そういうことのないように私は願って、ほとんど一周りしてまいりました。

問3です。このカーブミラーは安価なものではなく、予算化が必要です。安心安全を提唱する中で、命を守る観点からも、しっかり予算化を図るべきと思いますが、その予算化のつもりについてお考えをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 3点目のご質問にお答えいたします。

維持管理の予算につきましては、市内には老朽化したカーブミラーも存在しておりまして、これらの施設も含めまして、適正な管理、これとともに予算確保に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。



○17番（岩井智恵子君） ここには幸い市長も同席されていらっしゃると思いますので、この予算については、十分お酌み取りをいただきたいと思うんですけども、私は1学区を見ただけですので、全部の野洲市を見ているわけではありませんけれども、個人でつけてはるのはもう一目瞭然で分かります。これはもう個人ではないのに、これだけの傷があったりとか、全く用をなしていない。まして自分ところのガレージが、前の家のガレージが映っているだけで何にも映り出されていないミラーもありましたので、そこらは早急に自治会から上げていただくなり、一日も早く何とか把握をしていただきたいなと思っております。

あと、希望が丘のちょうどお墓の前なんですけど、もう真っ黒け、さびでさびでしゅーんとしたのが1つ新幹線のところにありますけれども、ああいうふうなものも……。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員、時間になりましたので、ここで終わります。

○17番（岩井智恵子君） そうですか。すみません。そういうことで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を15時とします。

（午後2時46分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡崎都市建設部長より発言を求められておりますので、これを許します。

岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 先ほどの岩井議員の空き家バンクでの再質問の回答ですけども、滋賀県宅地建物取引業協会との協定を締結しましたと回答したんですけども、今後締結する予定ですということで訂正させていただければと思います。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第5号、第9番、奥山文市郎議員。

○9番（奥山文市郎君） 第9番、創政会、奥山文市郎でございます。

9月に入りまして、収穫の秋を迎えたわけですけども、我が家におきましては、先週、稲刈りをしました。しかし、残念ながら、昨年より2割ほど減収ということが分かりまして、今年は農家は本当に大変だと思っております。反面、野洲市政におきましては、今年も増収増益となるよう、今回、私は3問質問させていただきますが、実りある回答をよろしくお願い申し上げます。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。

篠原駅の乗降客数と周辺整備につきまして、お尋ねします。

私は、昔から通学や遠方に出かけるときには篠原駅を愛用してきました。しかし、先日、インターネットのウィキペディアを見ていますと、この篠原駅は現在の東海道本線の米原、神戸間で最も利用者が少ない駅であると書かれていました。非常に残念でありました。

スライドをお願いします。

平成4年、1992年に、本市及び近江八幡市と竜王町で「篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会」が立ち上げられ、平成27年、2015年には念願の新駅舎が橋上化されて供用開始されました。さらには、駅の南北には駅前広場の設置、また南側にはアクセス道路等が新設され、利便性は格段に高まりました。

しかし、駅利用者につきましては、新駅舎改築前の2014年には1日当たりの乗降客数が4,126人ありましたが、コロナ禍前の2019年には4,358人と5.6%の伸びとなりました。一方、駅舎改修をしていない野洲駅と同じ比較をしてみますと、2万8,098人から3万626人と9%の伸びとなっています。せっかく立派な駅舎を造り、周辺整備をしていただいても利用者は伸び悩んでいることは事実であり、費用対効果を考えると課題は大いにあると考えざるを得ません。

当駅は本市よりも近隣の市町の方の利用のほうが多いかと思えます。また、コロナ禍で全国的に電車利用者が減少傾向にあり、交通手段は車中心へとシフトしつつあるものの、抜本的な利用者増加対策の検討は必要であると考えます。特に本市におきましては、総人口が5万人余りと篠原駅の利用者同様、足踏みしている状況であります。そのためには、本市の最大懸案である人口増加対策を基軸に置いて、計画性のある都市基盤整備を関係する周辺の3市町が、原点に立ち返って、推し進めていくことが急務ではないかと思えます。この件につきましては、去る8月21日に開催されました自民党県会議員への政調会におきまして、私から口頭でも要望させていただいたところでもあります。

そこで、次の何点かにつきまして、質問させていただきます。

まず1点目です。新駅舎改築及び周辺整備後におきまして、JR利用者が伸び悩んでいるコロナ禍以外の原因につきましての分析はしているのか、伺いたいと思えます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 奥山議員の1点目、JR篠原駅の利用者が伸び悩んでいる原因の分析についてのご質問にお答えをいたします。

JR篠原駅の乗降客数について、平成27年に駅舎改築及び周辺整備が実施されたもの

の、伸び悩んでいるのではないかとのご指摘につきまして、平成26年から令和元年までの5年間における県内各駅の乗降客数の伸び率は約4%、また類似の駅として篠原駅の翌年に新駅舎を供用開始された稲枝駅では約2.6%の伸び率となっています。このような数値から、篠原駅の橋上化による利便性の向上などで、利用者増などの一定の効果は出ているものと考えております。ただ、駅舎橋上化の構想計画段階では、さらなる伸びが見込まれていたものの、モータリゼーションの進展や駅南側の土地利用転換が進まなかったことにより、現状の伸びにとどまっているものではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

私は篠原駅と野洲駅しか調べていなかったのですが、篠原駅の伸びは県の平均以上あるということですが、市としては、やはり巨額な投資をした割に、周辺整備もした割に少ないという認識はお持ちであるということだと理解しました。

それでは、次の質問に入ります。

駅南側の入町地先における新しい道路整備によりまして、歩行者及び車等の通行による交通環境の変化はどうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅南側の道路整備による交通環境の変化についてのご質問にお答えいたします。

狭隘道路であった県道安養寺入町線は、車道が対向2車線となり、歩道が整備されるとともに、篠原駅南口のアクセス道路も整備されたことから、整備前に比べて交通の流れがよくなっているというふうに変化を感じております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

当然のことながら、新しく狭隘であった道路を拡幅、そしてまたアクセス道路も造ったというところで流れは変わって、利便性は高まったということです。

スライドをお願いします。

次の3番目の質問でございますが、駅南側の地域、いわゆる入町地域におきましては、現状の雑木林状態、このようなスライドにありますとおり、駅の裏には変電所があって、

その裏はやぶ、本市ではないんですけども、その裏にいきますとこの右側の入町地先の多分畑だと思うんですけども、放棄畑であるということです。こういった状況を早急に解消し、駅前立地という好条件を生かした住宅開発等の面的整備を推進し、篠原駅周辺を活性化させる計画はないか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前南側の住宅開発等の面的整備推進の計画についてのご質問にお答えいたします。

都市計画マスタープランにおける篠原地域の構想において、篠原駅南側を含む駅を中心とする一定の範囲につきましては、近隣の近江八幡市が地域拠点に設定し、住居誘導を行っていることから、当駅周辺で住居系の市街地形成の誘導が図れるよう、住居系拡大市街地圏域として設定をいたしております。具体的な開発につきましては、地権者や地域住民の総意と理解を持って、開発事業者等と進められることであり、具体的な計画がまとまりましたら、提案を受けて、必要に応じた手続を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

今現在、市では都市計画マスタープランで一定の方向性を出して行って、特に近江八幡同様、住居系の面的整備、いろんな熟度が増していったら進めていくということの理解をさせていただきました。

それで、再質問1点だけですけども、これも先ほど言いましたけれども、政調会で、国道8号線の北神、いわゆる小篠原から近江八幡、老蘇地区までの沿線につきましては、近隣の近江八幡・竜王と協議しながら進めていくというご回答を市長同席のもとにおっしゃいましたけれども、篠原駅周辺整備につきましても同じような構図がありまして、今後、3市町が同じテーブルに着いて、住居系、特にこの区域については、都市計画区域が違いは東近江と湖南ですから、そこら辺の整合性も含めて、市としてテーブルを交えながら検討していくという考え方はおありでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） この南口周辺につきましては、特にマスタープランで現在、住居系拡大市街地圏域として、色塗りを野洲市もしておりますので、近江八幡市とは少し変わるところがあるのではないかなとは思うんですけども、あくまでもこの南口につつま

しては、住居系を促進していく地域として考えておりますので、先ほど地権者と、まあ業者というんですか、開発業者と一緒に提案をしていただけたら、市が買い取ってするわけではございませんので、どんどんこの住居系の拡大を図っていくということですので、特に近江八幡市さんとか竜王町さんと一緒になってするところというのはないのではないかなと思うんです。野洲市として、住居系の拡大を図っていくということでご理解いただけたらありがたいなというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

私が連携するべきというのは、市界ありますね。駅の裏側の変電所の裏につきましては、近江八幡市なんです。ですから、入り組んだ形、単なる直線で境界になっているんじゃなくて、入り組んでいって、そこら辺のところ辺の調整、片や住居系の住居が張りつく、片や竹やぶ、そういった部分の中では、やはり両市が連携しながら、同じトーンで開発してほしいと、いかねばならないと思うので、連携が必要かなということは私が申し上げました。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 地域の計画につきましては、先ほど市長から回答させていただきました都市計画マスタープラン、住居系ということなんですけども、手続的には区域区分の見直し等は手続をしていかないと駄目ですので、その手続をする中でも近隣、基礎自治体同士のやり取りというのも欠かせませんので、そういうところも踏まえながら、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

議会といたしましても、たまたま10月に近江八幡市議会との情報交換会がありまして、その中でも国道8号線の延伸、そして湖南幹線の北伸、そして加えて、この篠原駅周辺整備のことにつきましても、議員間同士で膝を突き合わせて議論させていただきたいということを考えております。

次のスライドをお願いします。

それじゃ、次の質問へ参ります。

駅北側の小南地先の農振地域内の農地につきましては、県内でも有数の駅前に位置した

大規模なまとまった土地、用地であると認識しておりますけれども、その開発の可能性につきまして、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の駅北側の農振地域内農地の開発の可能性についてのご質問にお答えをいたします。

3点目の回答と同じく、ご質問の箇所につきましては、都市計画マスタープランにおける篠原地域の構想において、篠原駅を中心とする一定の範囲を住居系拡大市街地圏域として位置づけし、土地利用の誘導を図っております。地権者や地域住民の総意と理解があれば、開発の可能性はありますので、農用地区域からの除外や都市計画の区域区分の見直しについての調整を行い、必要な手続を進めてまいります。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

この北側の部分につきましても、南側同様、都市計画マスタープランにあるので、そういった中での検討を引き続きご検討よろしく申し上げます。

次、要望なんですけれども、私の経験では、近江八幡市の小船木町の消防署横のエコ村、そして最近では新聞に出ておりました守山、笠原地区の大規模の工業団地整備、これは私の後の服部議員が詳しく質問しますけれども、こういった優良農地でも開発ができるということがあります。特に優良農地というのは、そこに耕作する農家がいこそ初めて存在するものでありますから、これが非常に難しい場合については、そういう業態変更もあり得るといった柔軟なスタンスで市政運営をしてほしいと。時代の流れは規制緩和とか、そういった流れになっておりますので、よろしく申し上げます。そして、難易度、いわゆるハードルが高くても、やっぱり発想の転換で、違法は駄目ですけども、遵法精神のもとで、市の活性化をどんどん図っていただきたいと思います。

これで1点目の質問を終わらせていただきます。

スライドをお願いします。

都市間競争に勝ち抜く職員力の向上について。

私は過去の経験から様々なまちづくりをたゆまなく担っていただいている職員の力は、市政発展の原動力であると常々考えております。その市政推進の成長エンジンである職員力の向上は未来への投資でもあり、人材育成は非常に重要なものであると思います。これにつきましては、「市職員能力向上のための基本方針」に基づき、組織的かつ計画的に進

められていることは認識しております。市政への市民ニーズは年々複雑多様化しているとともに、行政のデジタル化推進やコロナ禍を踏まえて、より専門性を高めることも必要となってきました。こうした中、これから台風シーズンとなりますが、防災等の有事の際には、私生活を後回しにして、市民の安全、安心対策に従事されるなど、常に市民に寄り添いながら、日々頑張っている職員の皆様方には感謝いたします。

一方、今後、野洲市政が活力を維持し続け、さらには魅力ある都市形成を図るには、より一層の人材開発と職員個人の自己研さん等への努力は大切であると考えます。特に少子高齢化、人口減少に直面している昨今、自治体経営についても非常に厳しい環境下にあります。こうしたときこそ、前例踏襲主義ではなし得ないような職員の創意工夫による政策提案や難局突破が重要であります。市民の知恵と力を最大限に引き出し、それを積極的に前に進めていこうとする職員の熱意と行動力を強く求めるものであります。

そこで、人口増加と税収増、そして魅力あるまちづくりを推進し、都市間競争に決して負けないような外向きで意欲的な人材育成を図るための取り組みにつきまして、何点かお尋ねさせていただきます。

1 番目です。市職員の能力開発や人材育成等に要した令和 4 年度決算額と令和 5 年度予算額につきまして、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 奥山議員の都市間競争に勝ち抜く職員力の向上についてのご質問にお答えさせていただきます。

市職員の能力開発や人材育成等に要した令和 4 年度の決算額と令和 5 年度予算額についてでございますが、まず令和 4 年度決算額につきましては 2 0 8 万 2, 2 0 0 円、そして令和 5 年度予算額につきましては 2 9 9 万 1, 0 0 0 円となっております。主な内容といたしましては、滋賀県市町村職員研修センターへの負担金でございまして、令和 4 年度決算額においては 1 5 2 万 1, 0 0 0 円、令和 5 年度の予算額においては 1 9 4 万 6, 0 0 0 円となっております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9 番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

スライドをお願いします。

これにつきましては、私がかつて勤務しておりました滋賀県市町村職員研修センターで

の光景でございますけれども、今、副市長が申されました令和4年度決算で208万、そして本年度の予算で299万ということで、100万近く上がっているわけですが、これ以外にも市内で実施されます様々な研修もあろうかと思えます。

それで再質問を1点させていただきたいんですけども、現在、市では行財政改革を推進されているわけですが、この人材育成に係る経費については、今聞いた中では減額じゃなかったんですけども、俎上に上がっていないかというところ辺で、ご回答をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

行財政改革推進につきましては、行財政改革プランに基づきまして推進をしておるところでございます。人件費の削減につきましては、内部事務の見直し等により、一定削減を進めておるところでございますが、議員ご質問の職員の人材育成、これにつきましては、先ほど議員もご指摘のとおり、まさに野洲市の未来への投資、これにつながるものでございますことから、行財政改革として、減額の対象としてはしておりません。先ほど申し上げたとおり、令和5年度の予算額で見ましても、前年度の決算額に比べてむしろ増加させているところでございます。今後につきましても、必要な予算につきましては、しっかりと確保すべきと考えておりまして、またそのように努めてまいりたい、このように考えてございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） 今の副市長の言葉を聞いて、本当に安心しました。特にこの人材育成の経費につきましては、投資で必ず未来には返ってくるという確信のもとで、さらなる増額をしていただいて、優秀な職員さんを育成していただきたいと思えます。

それでは、次の質問に参ります。

市職員の階層別研修の参加率と人事評価制度への反映につきまして、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 2点目のご質問にお答えします。

市職員の階層別研修の参加率とこれを人事評価制度に反映しているかどうかという、その2点かと思えます。先ほど申し上げました滋賀県市町村職員研修センターで開催されております階層別研修につきましては、新規採用職員から課長級の職員に至るまで、階層別に研修に派遣をしております。令和4年度、昨年度の研修派遣対象者113名ございま



すけれども、受講修了者は94名、参加率は約83%となっております。

また、内部研修としまして、これも階層別に、例えば新規採用職員研修であるとか人事評価制度の研修、こういったものを実施しておりますが、こちらにつきましては、対象者250名に対しまして、修了者184名ということで、74%の参加率となっております。

なお、研修に参加することが直接人事評価に反映すること、こういったことはございませんけれども、研修の受講によりまして能力が向上し、その結果として、能力評価に寄与すること、こういったことを期待しているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

特に滋賀県研修センターでの研修につきましては、同じ職階の者が一堂に会して、いろんな情報交換する中で、やはり自分ところの市のいいところ、そして他市のまねすべきところ、そういったところで本当に腹を割って、情報交換できる場ですので、どんどん、もう83%というより100%行っていただけるような職場環境をつくっていただきたいと思います。

3番目にいきます。

○J T（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）におきまして、各職場ではスムーズな職員間のコミュニケーションのもと、適正に実施されているか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 3点目のご質問にお答えします。

○J Tにおいて、各職場でスムーズな職員間のコミュニケーションが適切に実施されているのかというご質問でございます。議員ご質問にありますとおり、○J Tを効果的に実施するためには、所属内でコミュニケーションが良好に実施されていること、こういったことが重要であると考えてございます。担当者の中で経験のある職員から比較的経験の浅い職員へ、知識、力量、こういったものを考慮して適時、助言などを行っているところでございます。

そして、○J Tの状況を確認するために、まず人事課におきまして、毎年年度当初に所属長ヒアリングを通じまして、○J Tの実施方法の確認を行っているところでございます。

また、特に新規採用職員につきましては、人事課で直接本人にヒアリングを行っております。また、先輩職員からどのような指導が行われているのか確認するなど、丁寧な対応をし

ているところでございます。

その他課題となっております組織内でのチェック機能の強化、さらには職員のマネジメント能力の向上を図るため、現在、市全体の人事制度の中での見直しを検討しているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

念のために、再質問させていただきますけれども、OJTが適正に実施されているというところでありまして、最近新聞等で県内の自治体であったんですけども、行き過ぎた上司からの指導があったと聞いておりますけれども、本市におきましては、こういった事象はないか、またこういうことを未然に防止するための研修とかも実施されているのか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） まず、OJTについて行き過ぎた事象がないかのご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、人事課において毎年、所属長、さらには新採職員に確認を行っておるところでございますけれども、そのような事象については現在報告されていない状況でございます。また、このようなことを事前に防止するための職員研修といたしまして、ハラスメント研修を実施しております。ちなみに、令和4年度は80名の参加があったところでございまして、今後も引き続き、実施をしてまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

この点の最後ですけども、コロナ禍でややトーンダウン傾向にある市民との対話力の向上に向けて、何か実施されていることはありますか。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 4点目のご質問でよろしかったでしょうか。

市民との対話力の向上に向けて実施していることについてということですので。新型コロナウイルス感染症が5類相当の取扱いになった以降につきまして、市民活動がようやく活発化をしてみられました。コロナ禍以前と同様に市民との交流も図られるというような状況になってきております。しかしながら、一方で社会情勢の不安が増しております。市民の期待や潜

在的なニーズが、まあ行政ニーズとして多様化してございます。こういった中、市職員は日頃から市民からの意見や提案などを積極的に収集し、施策につながるものがあれば、実現に向けた可能性を検討することがこれまで以上に一層重要であると、このように考えております。

こうしたことから、例えばでございますけども、本年度の当初予算の中で、各課からの予算要求時に政策提案型事業を募集し、予算化に至ったものが生まれてございます。先般の全協でもご紹介をさせていただきました、通所介護施設の共同送迎サービスと高齢者移動支援モデル事業を一体的に実施するという事業でございます。まさに市の職員が地域の野洲市に合ったニーズを正しく把握して、野洲市にマッチした取り組みを主体的に提案してもらえた事業かなと思っております。

議員ご指摘のとおり、対話力につきましては、社会の一員としても必要なスキルでございます。今後研修等のあり方については、さらなる検討を進めてまいります。まずは公務員としての肩書に捉われず、人脈を広めることを含め、積極的に地域や現場に出ていてもらいたいと、このように考えているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

要望ですけども、市民からよく耳にするのは、窓口での対応の苦情でございます。この点につきましては、常に市民目線、市民に寄り添った形で対応していただきたいと思えます。特に市民のほうもコロナ禍で対話することに尻込みしていると。そしてまた、ストレスも抱えておられると。たまには私みたいにいらいらして、窓口の職員さんにかみつくといい市民もおりますので、どうかその点につきましては、おおらかな気持ちで対応をよろしくをお願いします。

そして、最後ですけども、副市長は本市に出向されまして、1年余りが経過いたしました。様々な職員さんを見てこられたと思うんですけども、本市職員の人材の強み、そしてもう少し力を入れたほうがよいんじゃないかという考える点について、副市長のご感想をお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 再質問にお答えします。

まず、本市職員の人材の強みについてでございますけども、先ほど議員から、市民との対話力の重要性についてご質問をいただきましたが、私が見る限り、本市の職員の皆さん

は市民の方々と正面から向き合ってしっかりと話をお聞きし、さらに丁寧に課題解決に取り組んでおられると、このように実感しておるところでございます、このような真摯な姿勢については私自身見習うべきものがあると考えてございます。

一方、もう少し力を入れていったほうがよいと考える点でございますけれども、1つに組織におけるマネジメント能力の向上が挙げられます。もう一つは、国、県、他の市町との職員の交流による研さん、こういったものが課題ではないかと、このように考えております。これらにつきましては、市全体の人事制度の見直し、さらには職員の派遣交流や、先ほどおっしゃいました市町間の研修、こういったものを通じて、レベルアップをしていけるものと考えておりました、私自身、そのような体制づくりに注力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

今おっしゃいました組織のマネジメント力、そして市町の交流というところで、あとどれだけ副市長がいらっしゃるか分かりませんが、その間で、さらなるレベルアップをよろしくお願い申し上げて、次の質問に参りたいと思います。

それでは、3番目ですけれども、コロナ禍を乗り越えての高齢者の生きがい及び長寿対策についてでございます。

スライドをお願いいたします。

本年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の第5類に移行されました。これを機に、地域では今までに途絶えていた自治会や子ども会活動、また基礎疾患を多く抱えておられる高齢者の行事も再開されることになりました。これは大変喜ばしいことであります。私が加入する地元の老人クラブでも交流会を6月から再開し、元気な会員の笑顔も久しぶりに見られたところであります。この光景を見て、この3年間ほど、コロナ禍によって途絶えていた高齢者の方々の情報交換や交流は、今、改めて、高齢者の生きがいづくりや長生き対策上大切であると再認識いたしました。コロナ禍の間には家に閉じ籠もることにより心身の機能が低下するフレイルが進行すると言われていましたが、外に出て、人と交わることでフレイル予防にもつながると思います。

また、先月に開催されました平和のつどいや、テレビ、新聞等で取り上げられましたように、高齢者からの貴重な戦争体験の生の声や若者への語り継ぎは、過去の負の遺産を風化させないためにも重要であると感じました。こうした活動は高齢者の生きがいづくりに

もつながるものではないかと思いました。

元気で、まだまだ持てる能力を発揮したい高齢者は地域にはたくさんおられます。しかし、何かのきっかけや誘い掛けがないとなかなか外に出ていくことが難しい点もあります。地域においても、こうした高齢者を地域活動に参画してもらえるように苦心していますが、これには限界もあり、行政支援も必要な場合があると考えています。

そこで、何点か質問させていただきます。

1点目です。新型コロナウイルスの第5類以降後、地域では様々な行事が再開されている場合が多いと考えますが、そのときの感染対策上の留意事項についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、奥山議員の大きな3問目、コロナ禍を乗り越えての高齢者の生きがい及び長寿対策についての1問目、新型コロナウイルス感染対策上の留意事項についてお答えを申し上げます。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類感染症になり、基本的感染対策の実施については、個人、あるいは事業者の判断となっております。そのことにより、市から感染対策について一律に対応をお願いするといったことはございませんが、いくつか例を申し上げますれば、まずは重症化予防を目的とした新型コロナウイルスワクチンの接種の機会を利用されることというのが挙げられます。

次に、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた誰にでもできる基本的感染対策、これはコロナウイルス感染症だけではなくて、インフルエンザ等にも有効と思われまじけれども、引き続き、手洗い、手指消毒や換気、屋内では換気というのは有効となってきます。また、マスク着用につきましても、令和5年3月13日からは個人の判断というふうになっておりますけれども、高齢者や基礎疾患を有するなど、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所へ行くときなどには、やはりマスクの着用というのは効果的というふうに考えられます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

今後、冬に向かいまして、インフルエンザもはやってくると思っておりますけれども、今おっしゃいました、例示されました注意事項につきましても、広報とかネット等で周知いただきまして、やはり継続することが大切だと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に参ります。

コロナ禍を経て、高齢者の地域での活動変化と健康不安につきましての考え方はどう変わってきたのか、把握されていれば、伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、私のほうから、奥山議員の2点目、高齢者の地域での活動の変化と健康不安についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今年1月中旬から2月初旬に行いました介護予防・日常生活ニーズ調査ですが、これはまだ2類のときですけれども、調査では「外出を控えている」と回答された高齢者が、一般高齢者で32.3%、要支援認定者が71%と、3年前ですので、令和2年1月、2月頃、これはまだコロナが出だした頃ですけれども、それに比べてそれぞれ14ポイント、7ポイント増加しておりまして、その主な理由は新型コロナウイルスに関する健康不安というものによるものでした。これはまだ2類のときです。

しかし、現在ではワクチン接種も進みまして、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、5月8日から5類感染症に移行したこともありまして、いきいき百歳体操でありますとかふれあいサロンなど、そういった高齢者の地域の活動も以前に増して開催されるようになっております。

また、高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金の使い方の相談におきまして、9月は敬老の日がございますので、敬老祝賀会の開催についてどうしたらいいか、開催したいけれどもということの相談も非常に多く受けておりますので、地域での活動がこれ以上に盛んに行われるものというふうに考えております。

マスク等の着用については、個人の判断ということになっておりますけれども、サロン等、通いの場でマスクをしている人と、しておられない方が混在しているようになってきておりますので、健康不安については、完全に払拭することは難しいですけれども、体を動かす活動ですとか社会活動の再開に向けて、今後相談があれば、引き続き支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

これにつきましても、先ほどと同様、感染対策上の留意事項を各個人の責任、主催する団体にも周知いただきまして、やはり外に出ることも大事ですし、当然、それには健康に

ついてのご留意事項を各自が気をつけるというところで、経済と感染症対策も一緒にやらないと、同様、活動、いろんなアクションも外に出て行って、活性化されると思います。また、どうぞよろしくお願いします。

それでは、最後の3番目の質問に参りたいと思います。

高齢者の生きがい対策及び元気な高齢者の活用につきまして、本市の特徴的な施策について教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目の高齢者の生きがい対策及び元気な高齢者の活用についてということで、お答えをさせていただきます。

高齢者の生きがい対策として、まず身近な自治会館等を活用したいいきいき百歳体操ですとかふれあいサロンなどの集いの場の開催、また老人クラブへ参加し、仲間づくりや健康づくり、趣味や教養などの学習活動、さらには友愛活動など、自らの生きがいを高める活動への参加を奨励し、支援をしているところでございます。

また、高齢者が活躍していただけるように、様々な高齢者向けの地域活動を取りまとめた情報紙「はじめの一步」というものを野洲市社会福祉協議会に作成いただきまして、広く公共施設等で配布しておりますし、地域における支え合いや居場所づくりの必要性、活動を始めるためのポイントとか活動事例などを紹介しました「地域支え合い・居場所づくりガイドブック」も作成いたしまして、活動の立ち上げを支援したり、サロンの担い手交流会を開催して、活動が継続されるような支援も行っているところでございます。

さらに、今年度からは滋賀県レイカディア大学受講者への補助を開始いたしまして、豊富な経験を生かしたボランティアとか地域での助け合いなど、元気な高齢者の活躍を推進しているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 奥山議員。

○9番（奥山文市郎君） ありがとうございます。

昨日、私の地元の老人クラブでは2か月ぶりに月例会を開催いたしまして、市内の大手不動産会社の社長をお招きしまして、「元気なときこそ将来の備えを」というところのテーマで、相続とか、そして空き家対策とか孤独死等、もろもろのお話をさせていただきました。その先生のお話の中では、やはり外に出て、人と話し、そして隣の人におせっかいを焼くということが大事であるということもありまして、最後には、死ぬまで元気で自分らしく生きることが大切であるということをおっしゃって、私もすごく感銘しました。

これからますます高齢化社会でありますけれども、様々な感染症以外の克服すべき課題もあると思いますけれども、老若男女が楽しく、そして生き生きと暮らせるような野洲市政の推進に皆さんのご努力をお願い申し上げまして、私の今回の定例会の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明6日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時48分 延会）



野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年9月5日

野洲市議会議長                    荒川泰宏

署名議員                    田中陽介

署名議員                    山本剛